

第1期 東御市こども計画

(素 案)

令和7年3月

東御市

はじめに

東御市長 挨拶 ※作成中

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	- 3 -
1 計画策定の趣旨.....	- 4 -
2 計画の性格と位置づけ.....	- 5 -
3 計画の期間.....	- 6 -
4 計画策定の体制と経緯.....	- 7 -
5 「こども」表記について.....	- 7 -
6 SDGs（持続可能な開発目標）の達成を意識した取組.....	- 8 -
第2章 東御市のこどもと子育てを取り巻く現状と課題.....	- 9 -
1 統計からみた現状と課題.....	- 10 -
2 ニーズ調査等の結果からみた現状と課題.....	- 18 -
3 第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況と評価.....	- 29 -
第3章 計画の基本的な考え方.....	- 41 -
1 基本理念.....	- 42 -
2 基本目標.....	- 42 -
第4章 施策の展開.....	- 43 -
1 計画の体系.....	- 44 -
基本目標1 安心してこどもを産み育て、充実した時間を過ごせる環境づくり..	- 45 -
基本施策1 妊娠・出産・子育てからこどもの自立までのライフステージに応じた切れ目ない支援の充実.....	- 46 -
基本施策2 安心して子育てできる環境づくり.....	- 51 -
基本施策3 より豊かな幼児教育・保育の実践.....	- 55 -
基本施策4 子育て・子育てを共に支える地域づくりの推進.....	- 57 -
基本目標2 困難を抱えるこどもや子育て家庭への支援や地域の支え合い体制づくりの推進.....	- 60 -
基本施策1 障がい児福祉の充実.....	- 61 -
基本施策2 家庭の貧困や孤立の解消.....	- 62 -
基本施策3 不登校対策.....	- 64 -
基本施策4 虐待予防の推進.....	- 65 -
基本施策5 支え合う地域福祉づくりの推進.....	- 67 -

基本目標 3	夢を持ちたくましく生きるこどもが育つ環境づくり.....	- 68 -
基本施策 1	こどもの権利の尊重.....	- 69 -
基本施策 2	こどもや若者、子育て当事者の意見を聴く機会の確保.....	- 70 -
基本施策 3	安心・安全なこどもの居場所づくり.....	- 71 -
基本施策 4	こどもが将来に夢や希望を持って成長できる環境づくり.....	- 74 -
第 5 章	第 3 期子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策 及び	- 77 -
	量の見込みによらない施策の評価.....	- 77 -
1	第 3 期子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策.....	- 78 -
2	量の見込みによらない施策の評価.....	- 91 -
第 6 章	計画の推進.....	- 93 -
1	計画の推進.....	- 94 -
2	計画の進行管理、点検・評価.....	- 94 -
資料編		- 95 -
1	第 1 期東御市こども計画策定の経過.....	- 96 -
2	子育て支援審議会委員名簿.....	- 97 -
3	子育て支援審議会条例.....	- 98 -
4	東御市関連施設一覧.....	- 100 -

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国の急速な少子化の進展や核家族化の進行、就労環境の変化等から、子育て家庭や地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、社会全体で子育てを支援していくことが必要であるということから、国は平成6（1994）年の「エンゼルプラン」を皮切りに、少子化社会対策基本法、次世代育成支援対策推進法を制定し、「少子化対策」と「仕事と子育ての両立」に向けた施策を展開してきました。

また、平成24（2012）年8月には子ども・子育て支援法を含む「子ども・子育て関連3法」の制定により、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、平成27（2015）年4月から市町村を実施主体とした新たな子ども・子育て支援制度に移行することとなりました。

こうした国の流れに沿って、市では「次世代育成支援対策行動計画」や「第1期東御市子ども・子育て支援事業計画」（平成27（2015）年度から平成31（2019）年度）、第1期の理念を踏襲した「第2期東御市子ども・子育て支援事業計画」（令和2（2020）年度から令和6（2024）年度）を策定し、総合的な子育て支援施策を推進してきました。

一方、平成6（1994）年に我が国で「子どもの権利条約」が批准された以降も、こどもに関わる様々な個別の法律はあるものの、当事者であるこどもを権利の主体と位置づけ、その権利を守る法律はなく、こどもの声を聴く機会が確保されてきませんでした。

こども人口は減少する中、児童虐待や不登校、いじめ、自殺、こどもの貧困問題など、こどもと子育てを取り巻く社会状況は深刻さを増しています。こどものあらゆる権利を守り、こどもをめぐる相互に関連する諸問題を抜本的に解決し、こどもに関する施策を幅広く整合性をもって検討、推進するため、令和4（2022）年6月に「こども基本法」が成立、令和5（2023）年4月に施行され、同時に「こども家庭庁」が発足しました。

市でも、国の動向と同じく増加傾向にある児童虐待へのさらなる対応や、こどもの意見が市政に反映される機会の確保など、こどもの権利の擁護は重要な課題となっています。また、こどもの数の減少とともに兄弟姉妹の数も減少しており、こどもが異年齢の中で育ちあう機会が減少しています。子育て家庭だけではなく、地域社会全体がこどもの育ち（子育て）の支援や子育て支援に参画し、共に見守り続けることにより、共に成長しあっていくことも重要です。

子育て環境では、核家族や共働き世帯は引き続き増加しており、出産や育児に伴うワークライフバランスを保つことや、保護者の心身の健康を維持することが大きな課題となっています。子育て家庭の不安や負担に寄り添い、早期からの相談につなげ、ニーズに即した支援や情報を提供することで、保護者が自信をもって子育てができ、さらに子育てを楽

しむことができる環境を整えるとともに、仕事と子育ての両立を支える環境づくりが求められています。

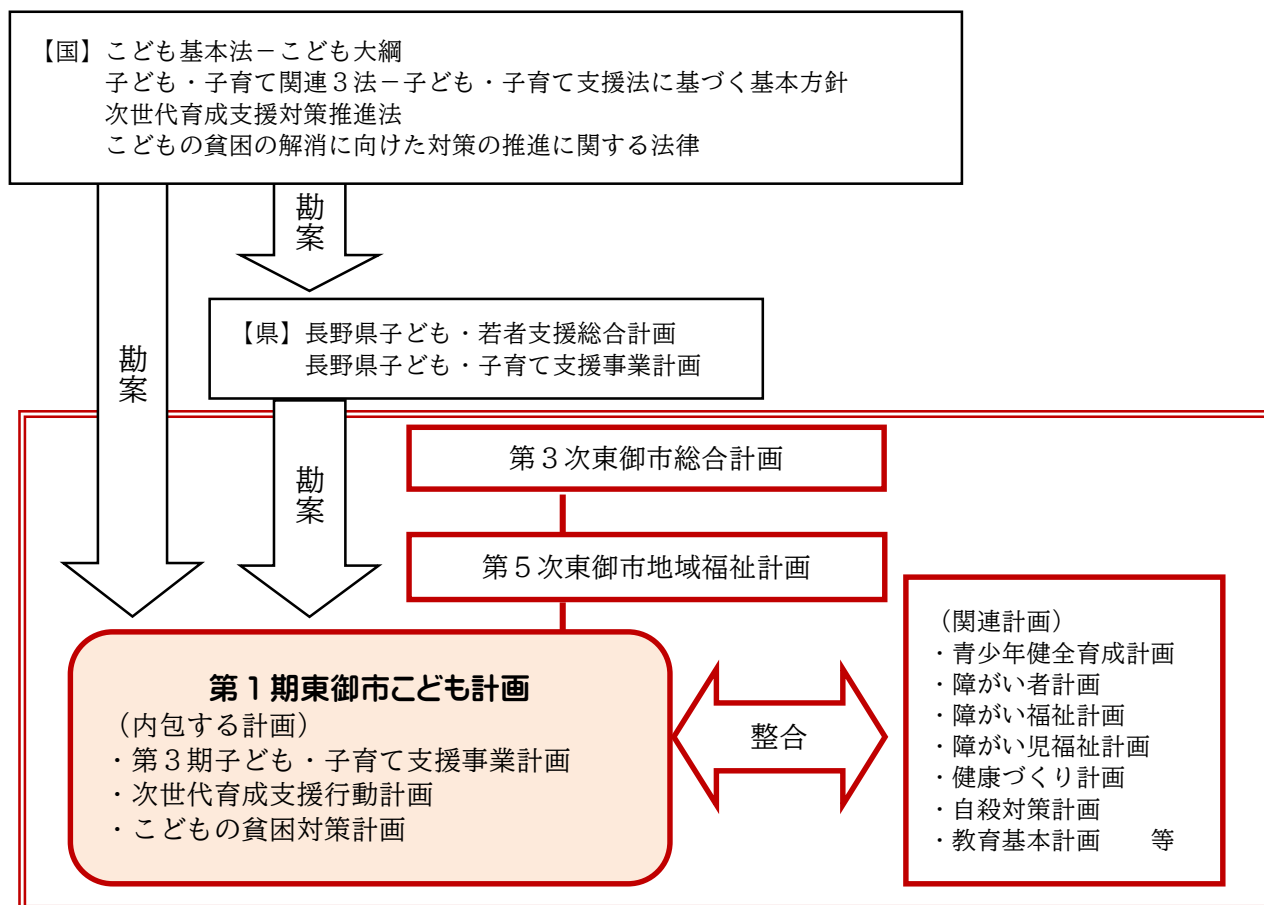
地域全体で子育てを支える環境を整え、こども一人ひとりが尊重され、すべてのこどもが心身ともに健やかに成長できるまちを実現するため、「こども基本法」が掲げる理念を鑑み、かつ、これまで推進してきた「第2期東御市子ども・子育て支援事業計画」の施策をさらに充実・深化させた「第3期東御市子ども・子育て支援事業計画」を内包する「第1期東御市こども計画」を策定します。

2 計画の性格と位置づけ

本計画は、「こども基本法」第3条の基本理念や第9条に定める「こども大綱」及び長野県が都道府県こども計画に位置付ける「子ども・若者支援総合計画」を勘案し、本市におけるこども施策を統括する「こども基本法」第10条に基づく市町村こども計画として位置づけます。

加えて、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に行うための「第3期東御市子ども・子育て支援事業計画」を内包する計画として、国の定める基本指針等を踏まえて策定します。さらに、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援市町村行動計画」及び「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「こどもの貧困対策計画」を内包する計画として策定するものです。

また、市のまちづくりの総合的指針である「第3次東御市総合計画」や地域福祉の方針を定める「第5次東御市地域福祉計画」を上位計画としてその方針に沿って策定し、また、こども、若者及び子育て支援の視点を具体化する分野別計画である「東御市青少年健全育成計画」、「東御市障がい者計画」、「障がい福祉計画」、「東御市障がい児福祉計画」、「東御市健康づくり計画」、「東御市自殺対策計画」、「東御市教育基本計画」、さらに市の地方創生や人口施策、男女共同参画推進施策等の子育て・子育て支援に関連する施策の基本方針となる各計画との整合性を図ります。



3 計画の期間

令和7（2025）年4月1日から令和12（2030）年3月31日までの5年間とします。

平成27～31年度 2015～2019年度	令和2～6年度 2020～2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度	令和11年度 2029年度
第1期子ども・ 子育て支援事業 計画	第2期子ども・ 子育て支援事業 計画	第1期こども計画 ※必要に応じて見直しを実施				

4 計画策定の体制と経緯

計画の策定にあたっては、市内小学校に通う5年生に対する生活実態調査と、就学前児童及び小学生の保護者に対する子ども・子育て支援に関するニーズ調査を実施し、こどもや子育て家庭の実態やニーズを把握するとともに、第2期子ども・子育て支援事業計画の実績から評価を行い、子育てをめぐる社会情勢の変化、各種統計等から現状や課題の把握に努めました。

これらを踏まえ、子育て支援審議会を開催し、計画の内容について審議し、本計画の策定作業を進め、市民に本計画の案を公表し、広く意見を求めるため、令和6（2024）年12月10日から令和7（2025）年1月8日までパブリックコメントを実施しました。

5 「こども」表記について

こども基本法において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義されています。また、同法の基本理念として、すべてのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」表記をしています。

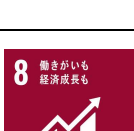
本計画中では、こども基本法の基本理念を鑑み、また、「こども」表記の推奨について（依頼）（令和4（2022）年9月15日内閣官房副長官補付・こども家庭庁設立準備室事務連絡）」に準じて、特別な場合※を除き、平仮名表記の「こども」を用います。

※特別な場合の例

- ・法令に根拠がある語を用いる場合…子ども・子育て支援法における「子ども」
- ・固有名詞を用いる場合…本市の組織名としての「子どもサポートセンター」

6 SDGs（持続可能な開発目標）の達成を意識した取組

SDGs（エス・ディー・ジーズ）は、平成 27（2015）年の国連サミットで採択され、令和 12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 の目標と 169 のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを誓っています。本市では、このような世界規模の目標を踏まえ、計画の推進に取り組んでいます。

	【目標 1】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		【目標 10】各国内及び各国間の不平等を是正する
	【目標 2】飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		【目標 11】包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	【目標 3】あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		【目標 12】持続可能な生産消費形態を確保する
	【目標 4】すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する		【目標 13】気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	【目標 5】ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う		【目標 14】持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	【目標 6】すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		【目標 15】陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	【目標 7】すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		【目標 16】持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	【目標 8】包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する		【目標 17】持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	【目標 9】強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		

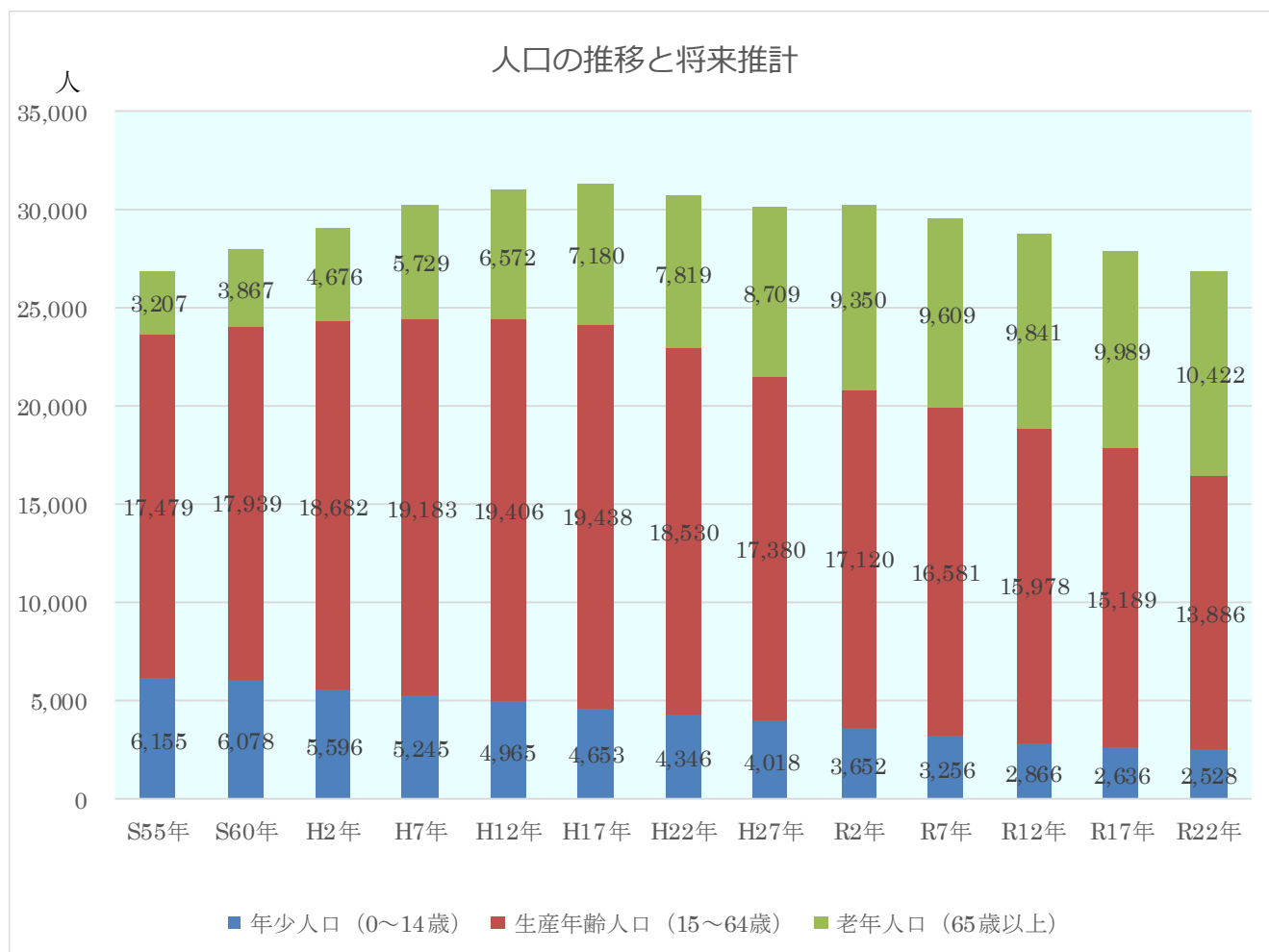
第2章 東御市のこどもと子育てを取り巻く現状と課題

1 統計からみた現状と課題

(1) 少子化の動向

ア 市全体人口の推移

本市の人口は平成 17（2005）年をピークに減少に転じており、今後も減少傾向が続くことが予想されています。



（資料：令和 2（2020）年まで 総務省「国勢調査」

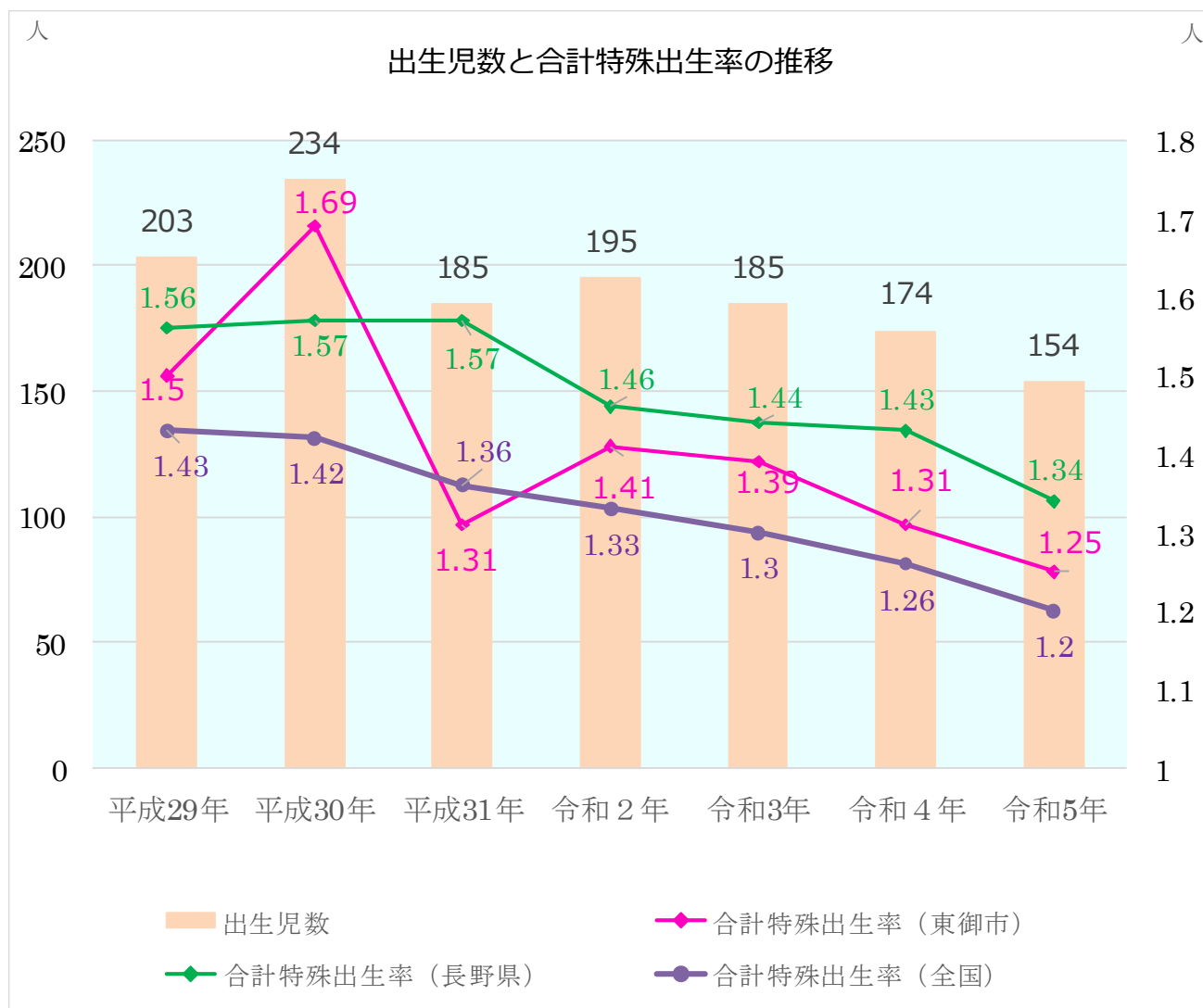
令和 7（2025）年以降 国立社会保障人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」）

また、20 歳から 39 歳の女性人口が平成 31（2019）年度には 2,814 人だったものが、令和 5（2023）年度は 2,445 人と 13%減少しています。進学や就職を機に市外へ転出することによる 20 代の減少に加え、転入者が少ないことに原因と考えられます。若年女性の減少は出産可能年齢人口の減少にも直結し、少子化がさらに加速することが懸念されます。

イ 出生児数と合計特殊出生率

出生児数が平成 30（2018）年度が 234 人だったものが、令和 5（2023）年度は 154 人へと 17%減少しています。

合計特殊出生率¹も 1.69 から 1.25 に低下し、全国平均水準にまで下がっています。出生児数の減少に加えて、将来世代の人口構成にも深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

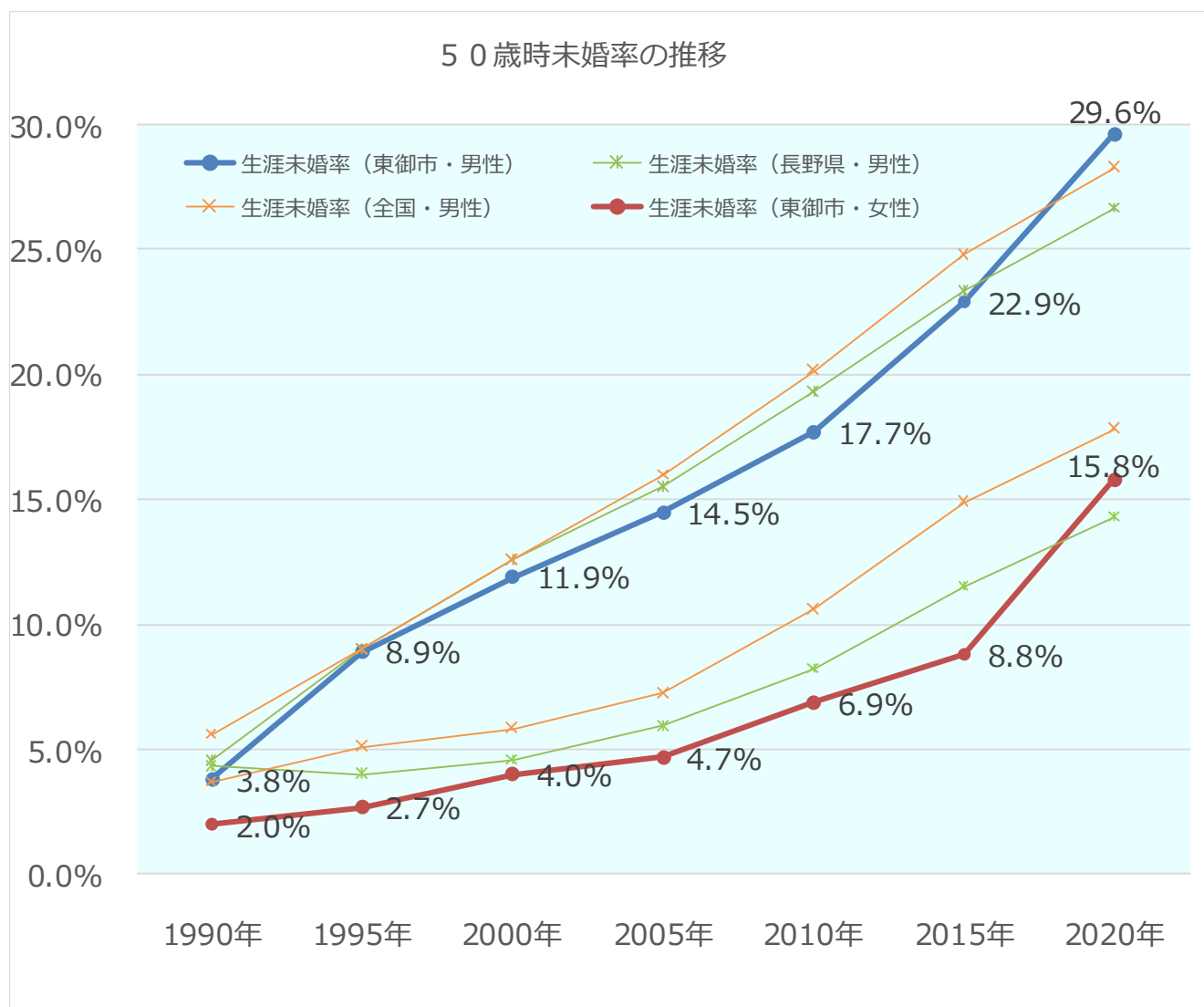


（資料：健康推進課「東御市保健衛生」）

¹一人の女性が一生の間に出産するこどもの人数。

ウ 未婚率の推移

令和2（2020）年の国勢調査による生涯未婚率は、男性の29.6%、女性が15.8%と大幅に増加しています。経済的な不安による未婚化や晩婚化が主な原因と推測され、出生率の低下がさらに進むことが懸念されます。

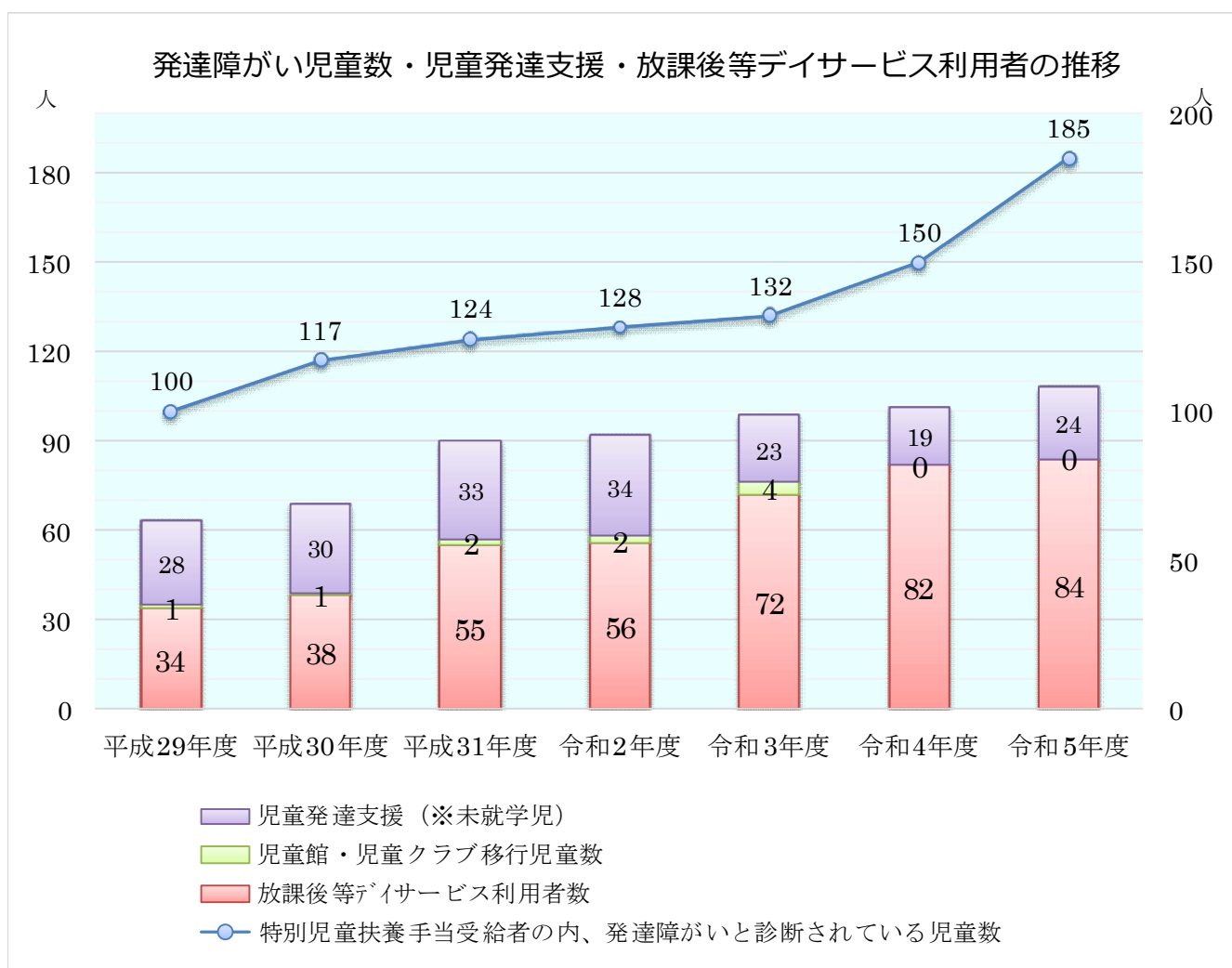


（資料：総務省「国勢調査」）

(2) 障がい児の推移

発達に特性はあるけれど、はっきりとした診断名がつかないこどもや、「発達障がい」と診断されるこどもが増加しており、特別児童扶養手当受給者のうち、発達障がいと診断される児童数が、令和5（2023）年度は185人と平成29（2017）年度と比べて1.85倍となっています。それに伴い、児童発達支援²や放課後等デイサービス³を利用するこどもの数も増加傾向にあります。

一方で、放課後等デイサービスから児童館や児童クラブへ移行するこどもが令和4（2022）年度以降はおらず、障がいがあるこどもの居場所が放課後等デイサービスに固定化される傾向があります。



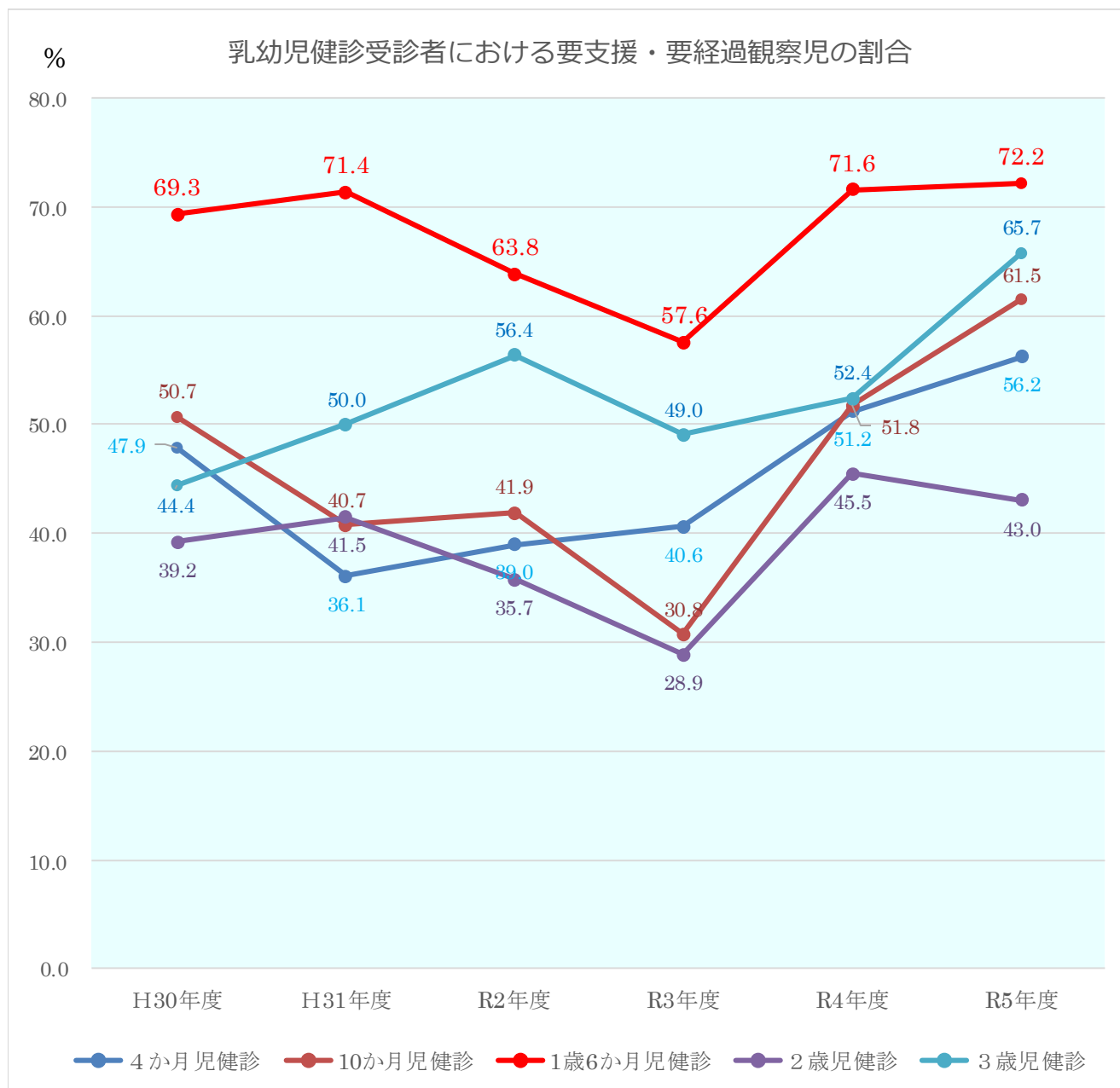
（資料：子ども家庭支援課）

²障がいのあるこどもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を提供するもの。

³支援を必要とする障がいのあるこどもに対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々のこどもの状況に応じた発達支援を行うことにより、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図るもの。

また、乳幼児健診において「要支援・要経過観察⁴」となる0歳～3歳のこどもが増加傾向にあります。中でも1歳6ヵ月児時点で高い割合となっています。

早期から保護者の心配や不安に寄り添い、こどもとの関わり方を知ってもらうとともに、こどもへ適切な支援を行い、こどもの成長を促す必要があります。



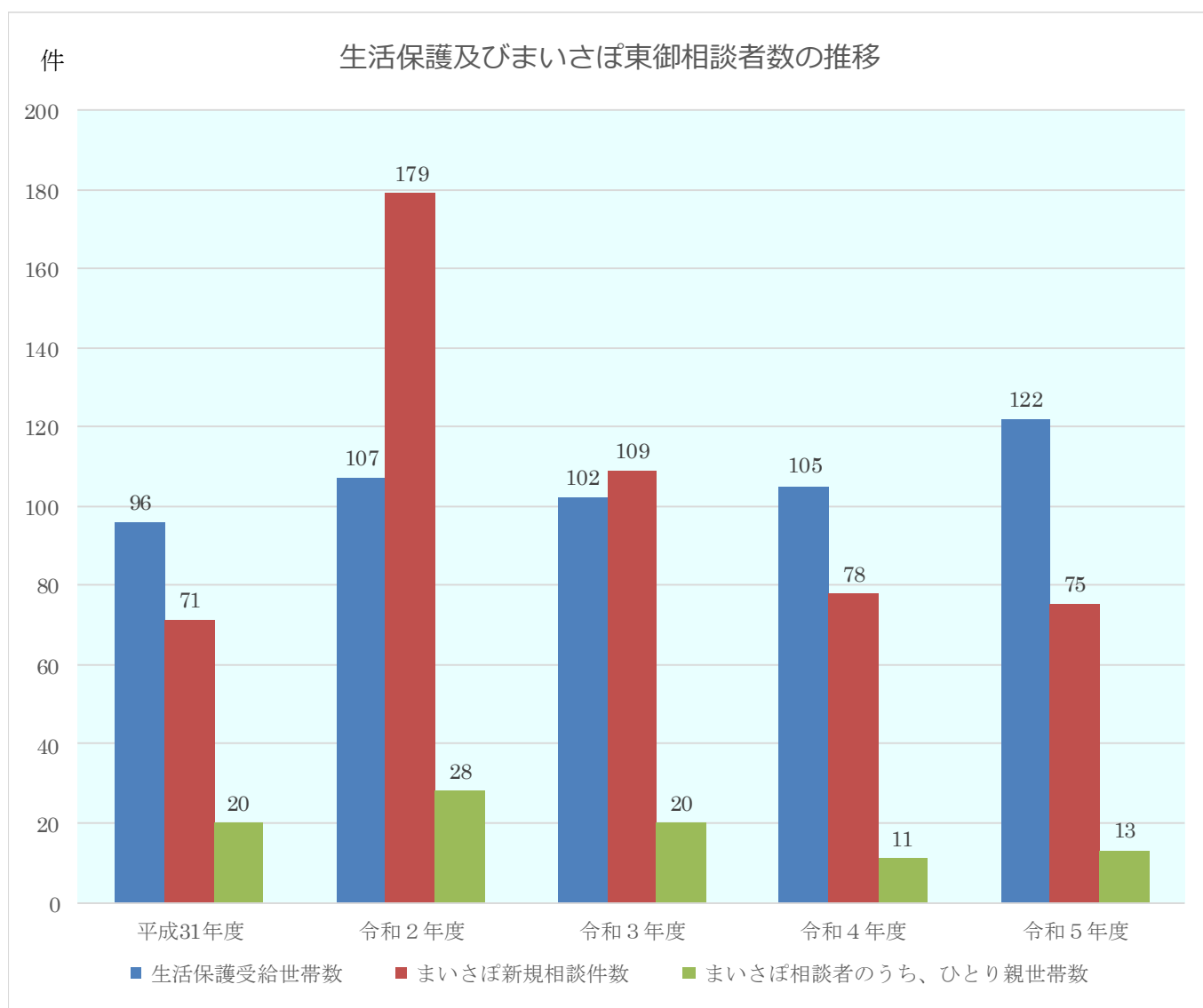
(資料：健康推進課)

⁴内科・歯科・視力・聴力・発達・家庭環境等での所見。

(3) 家庭の困窮の状況

本市における生活保護受給世帯数は年々増加傾向で、令和5年度はコロナ禍前の平成31年度と比較し約1.3倍と急増しています。その内、高齢者世帯以外（障がい、疾病、ひとり親等）が約半数を占めています。

また、まいさぼ東御⁵への新規相談は、コロナ禍に入って大きく増加しましたが、令和3年度からは新規相談は減少傾向になりました。一方、解決に至らない継続案件が多く、全対応件数はコロナ禍前と比較し多い状況です。また、令和3年度から令和5年度はまいさぼ東御の新規相談者のうち、ひとり親世帯からの相談が全体の14%から18%程度を占めています。



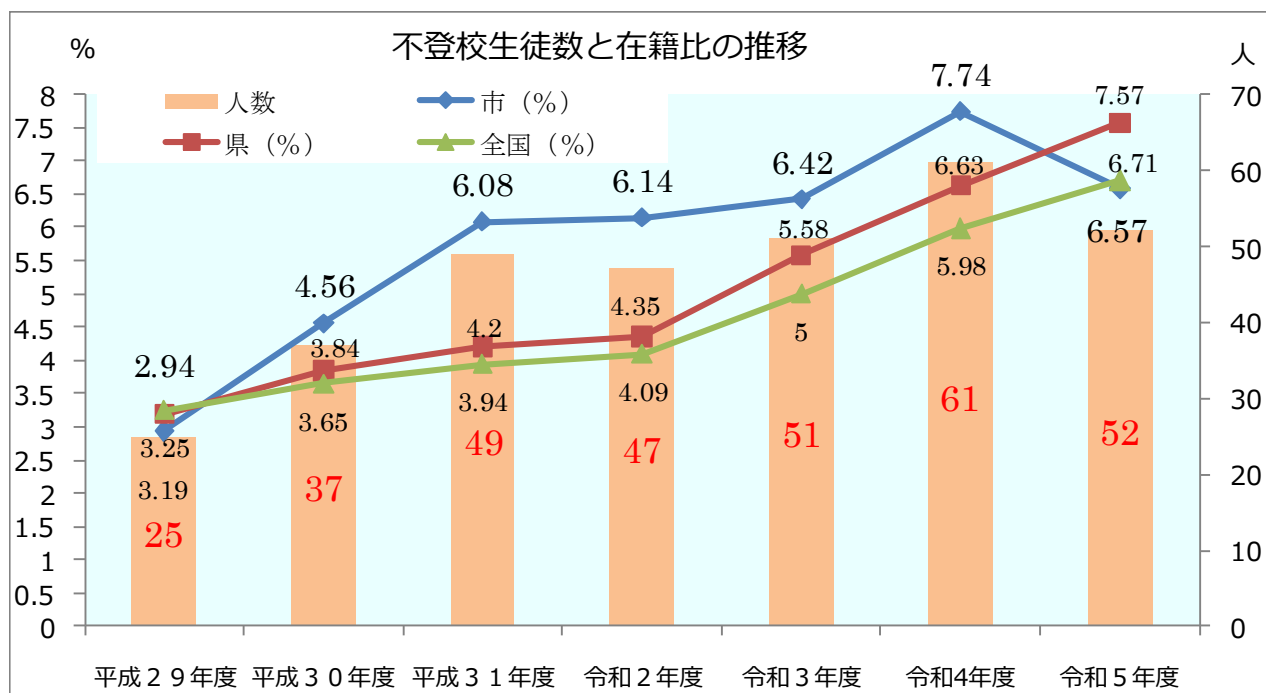
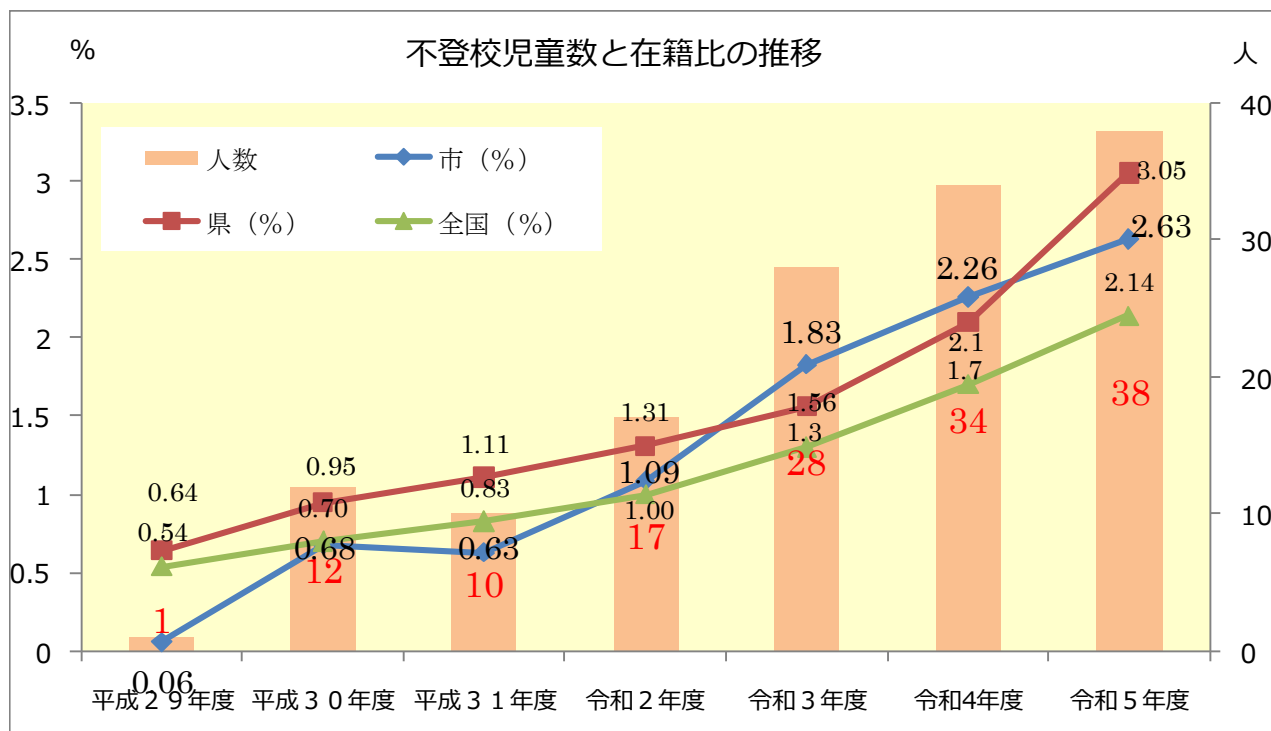
（資料：福祉課、東御市社会福祉協議会）

⁵経済的に問題を抱える方の、就労や生活の困りごとを専門の相談員がお聞きし、自立・解決にむけての糸口を見つける相談支援機関。

(4) 不登校児童・生徒数と在籍比の推移

小学生の不登校児童の人数、在籍比ともに増加傾向が続いています。また、中学生は令和5（2023）年度は減少に転じ、全国平均と同程度となりました。

不登校の要因・背景には、学校や本人の課題だけでなく、親子関係をめぐる問題や家庭内の不平等、家庭環境や家庭で起きた問題が原因となっているものなど、様々な要因が複雑に絡み合っている生じています。



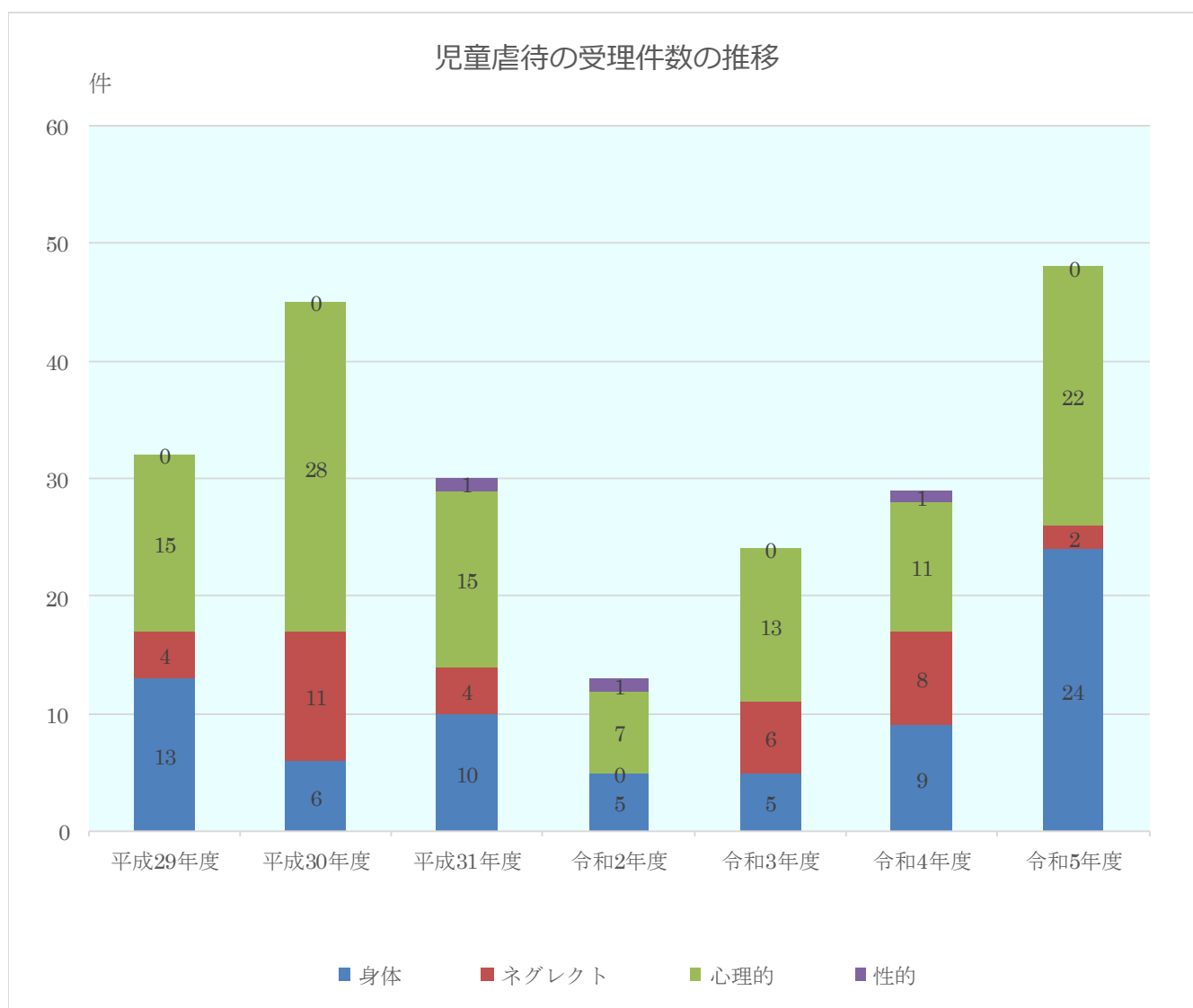
（資料：教育課）

(5) 児童虐待の推移

本市における令和5（2023）年度の児童虐待の受理件数（前年度からの継続案件を含む）は48件で、前年度より19件増えており、特に、身体的虐待、心理的虐待の増加が顕著です。

増加の一因には、子どもサポートセンターが立ち上がったことで、相談先がわかりやすくなったことなど、これまで表に出てきていなかった案件が表面化したこと、また少しでも早く相談につながりやすくなったことで、早期からの介入ができていることも考えられます。

虐待リスクが懸念される家庭を確実に把握できる体制を整え、早い段階から関係機関と連携して支援するとともに、本市における虐待要因を分析し、予防的にかかわることにより虐待リスクの軽減と未然防止に努める必要があります。



（資料：子ども家庭支援課）

2 ニーズ調査等の結果からみた現状と課題

(1) ニーズ調査の概要

ニーズ調査は、「東御市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」として、0～2歳児、3～5歳児、小学生の保護者を対象に行いました。（就学前と小学校低学年で実施した第1期、第2期とは年齢区分が異なります。）また、東御市内の小学校5年生全員を対象として、生活状況についてのアンケートを行いました。調査対象及び回答状況等は下の表のとおりです。

ア 就学前児童の保護者を対象とした調査

調 査	第3期		第2期	第1期
時 期	令和5(2023)年11月		平成31(2019)年1月	平成26(2014)年1月
対 象	3～5歳児	0～2歳児	0～5歳児	0～5歳児
方 法	抽出調査（WEB）	抽出調査（WEB）	抽出調査（郵送）	全数調査（郵送）
母 集 団	614	575	—	1,237
配 布 数	120	120	337	1,237
有効回答数	44	60	198	870
有効回答率	36.7%	50.0%	58.8%	70.3%

イ 小学生児童の保護者を対象とした調査

調 査	第3期		第2期	第1期
時 期	令和5(2023)年11月		平成31(2019)年1月	平成26(2014)年1月
対 象	4～6年生	1～3年生	1～3年生	1～3年生
方 法	抽出調査（WEB）	抽出調査（WEB）	抽出調査（郵送）	全数調査（郵送）
母 集 団	1,113		—	521
配 布 数	130		113	521
有効回答数	35	29	62	449
有効回答率	49.2%		54.9%	86.1%

ウ 小学5年生を対象とした調査

小学5年生全員を対象に、配布回収によるアンケートを実施し、233名が回答

<内訳>男子121名、女子106名、不明6名

田中小学校 70名、滋野小学校 37名、祢津小学校 44名、和小学校 45名、
北御牧小学校 37名

(2) 働き方と子育ての両立

ア 子育て家庭の孤立化

父親、母親ともに子育てに関わる「共育て」家庭が増加している一方で、こどもを預けられる親族や知人がいない家庭が就学前の子育て家庭で大きく増加（前回7%→今回12%）しています。

また、配偶者以外に気軽に相談できる相手がいないと回答した割合も増加（就学前／前回5%→今回13% 小学生／前回8%→今回13%）しており、子育て家庭の孤立化が進んでいることが浮き彫りになっています。

図1 「お子さんの子育て（教育を含む）を主に行っているのはどなたですか」の問いに対して、「父母ともに」と回答した割合

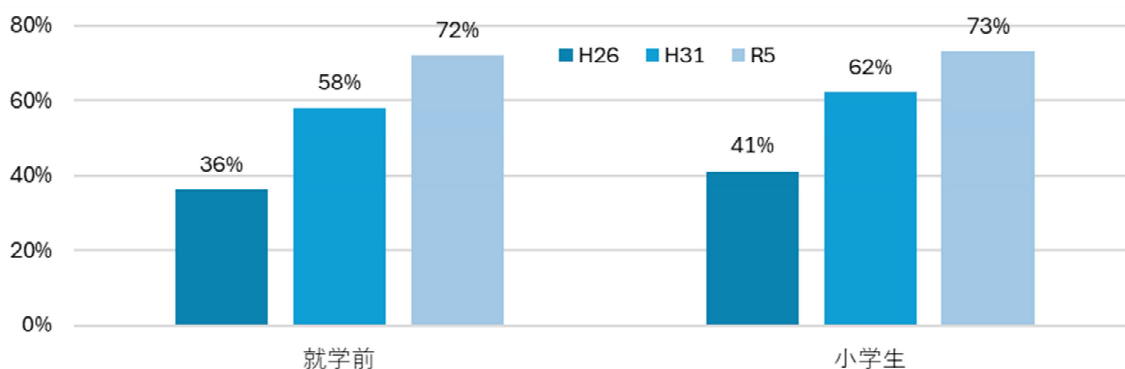


図2 「日ごろ、お子さんを預かってもらえる（小学生は「お子さんに何かあったときに頼りにできる」）親族・知人はいますか。」の問いに対して、「いない」と回答した割合

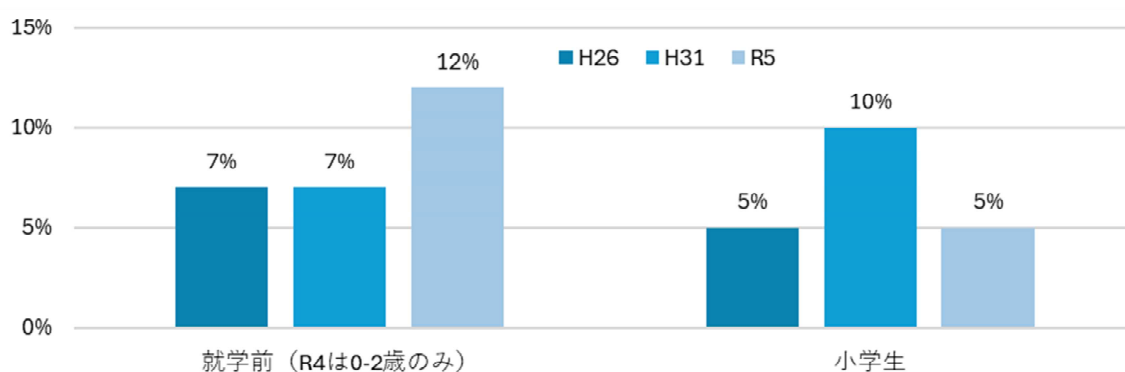
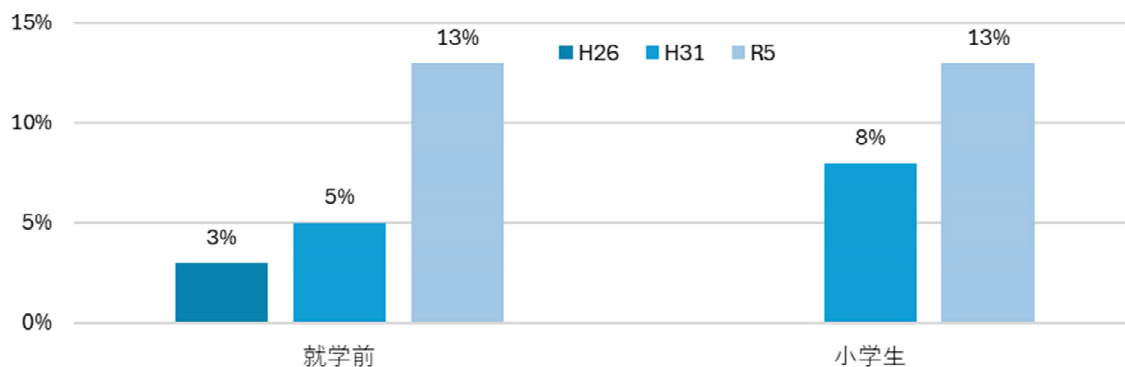


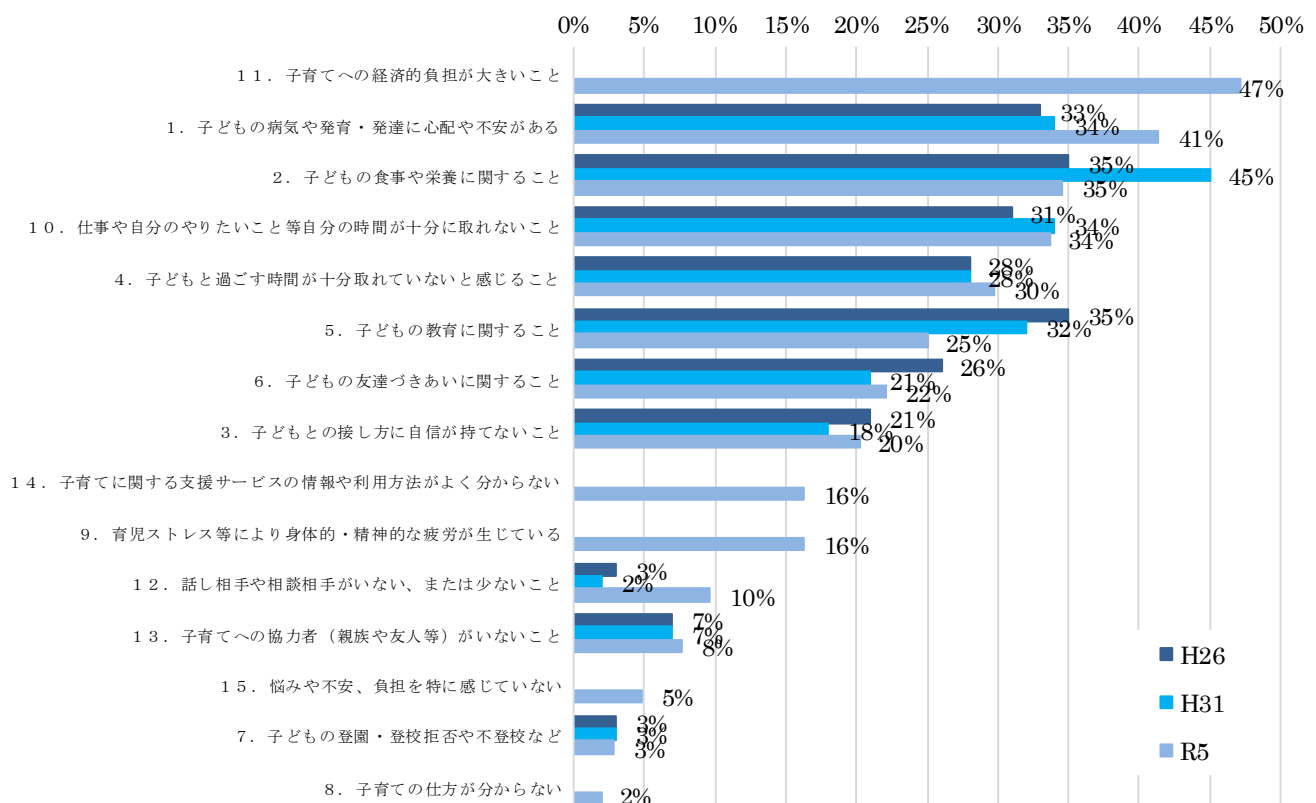
図3 「お子さんの子育てや教育をする上で、配偶者以外に気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。」の問いに対して、「いない/ない」と回答した割合



イ 経済的負担の増加

子育てにおける不安や悩みとして「経済的負担」を挙げる家庭が増えており、特に就学前のこどもを持つ家庭で47%となっています。経済的負担の増加は、子育てに係る費用と生活費のバランスを取ることがますます難しくなっていることを示しています。(※前回調査では経済的負担に関する回答項目なし)

図4 「子育てをするなかで、悩みや不安、負担を感じる（感じた）ことがあるとすれば、どのようなことですか。」の問いに対する回答（複数回答で、R5年度の回答で多い順に並び替え）《就学前》



ウ 子育てと仕事との両立の困難さ

フルタイムで働く母親の割合が増加しています。（就学前／前回 38%→今回 44% 就学後／前回 32%→今回 54%）

また、育児休業の取得割合も父親、母親ともに増加していますが、父親は8%とまだまだ低い状況です。子育てと仕事を両立させるための職場環境が十分に整っていない現状が見受けられます。

図5 「母親の就労状況について」の問いに対して、「フルタイム（産休等含む）」と回答した割合

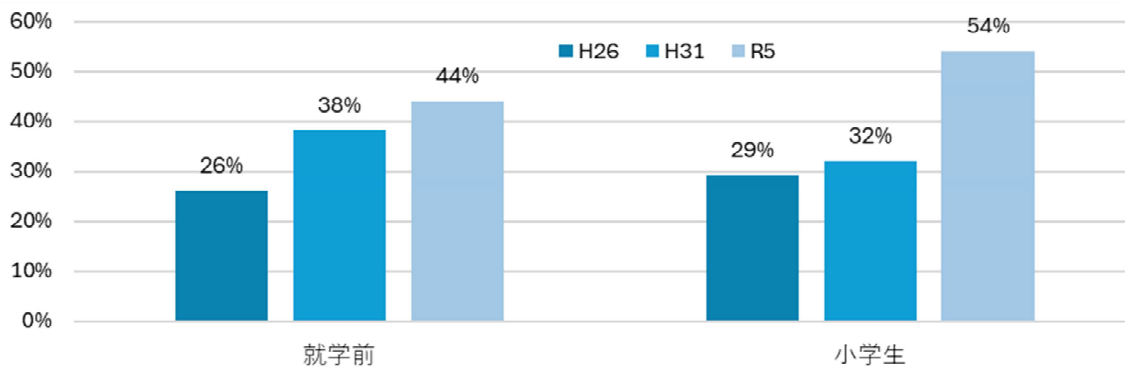
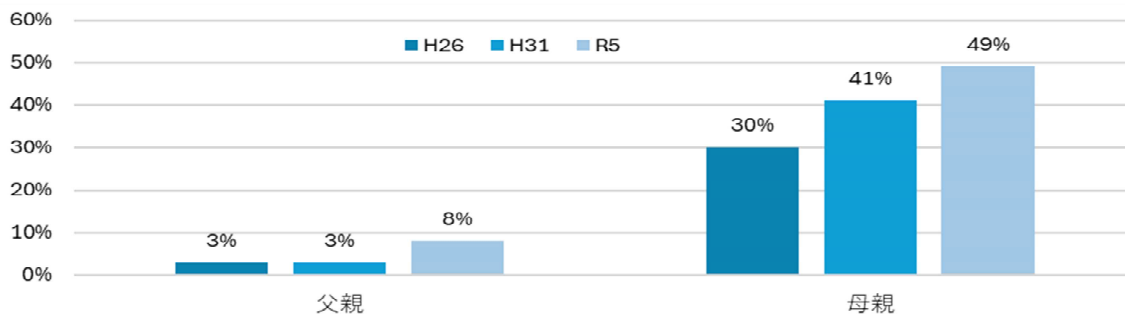


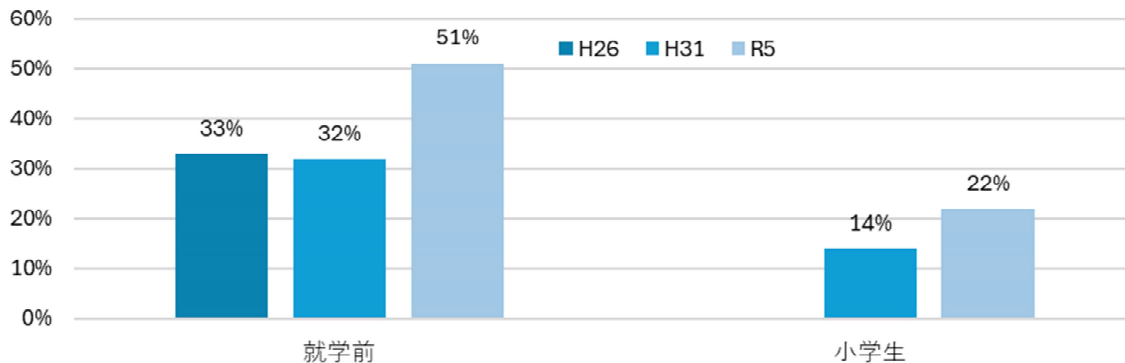
図6 「育児休業を取得しましたか。」の問いに対して「取得した」と回答した割合



エ 母親のフルタイム勤務への意欲の増加

就学前のこどもを持つ母親で、フルタイム勤務への転職希望はあるが、実現見込みがないとの回答が前回 32%から今回 51%へと増加しており、女性の就労意欲は高まっていますが、子育てと仕事の両立が難しい社会や職場環境があることが伺えます。

図7 「フルタイムへの転職希望はありますか。」の問いに対して、「フルタイムへの転職希望はあるが、実現できる見込みはない。」と回答した割合



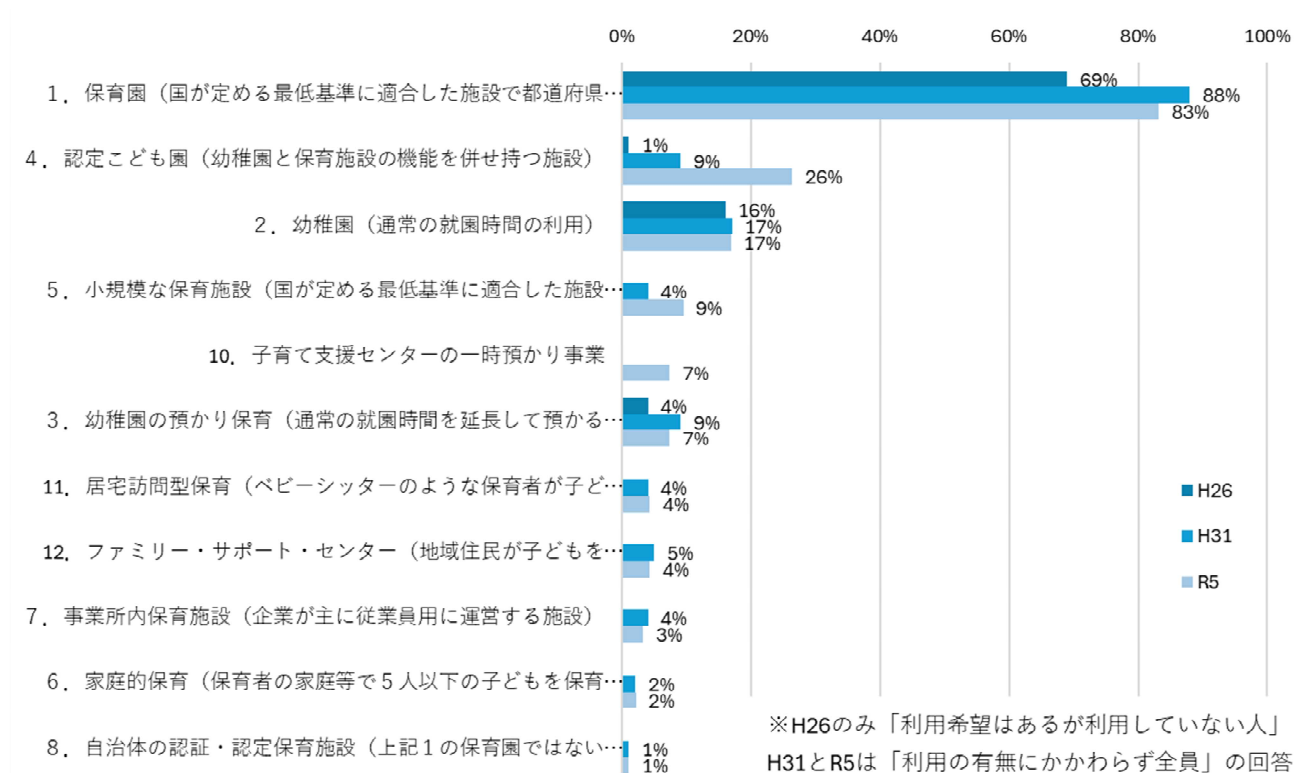
子育て家庭が孤立がちとなっている社会環境や、子育てと仕事の両立が難しい職場環境から、子育てと仕事の両立支援体制の強化や職場環境の改善、経済的負担を軽減するための政策が求められます。

(3) 教育・保育

ア 幼児教育・保育に対するニーズの多様化と増加

「認定こども園」や「小規模保育施設」の利用希望が増加しており（認定こども園：前回 9 %→今回 26 %、小規模保育施設：前回 4 %→今回 9 %）、幼児教育・保育施設に対するニーズが多様化しています。

図8 「年間を通じて平日は、定期的にどのような教育・保育事業等を利用したいですか（希望）。」の問いに対する回答（複数回答で、R5 年度の回答で多い順に並び替え）



イ 共働き世帯の増加に伴う保育サービスの必要性

平日に幼児教育・保育事業を利用していない理由として「保護者が共に働いていない」とする割合が前回 59 %から今回は 48 %に減少しており、共働き世帯が増加していることが伺えます。働く保護者を支えるための幼児教育・保育サービスの需要がさらに高まることが予想されます。

ウ 保育所等の利用希望年齢の低年齢化

こどもを保育所等に預けたい年齢として、「1歳」と「3歳」を希望する保護者がそれぞれ3割（1歳：27%、3歳：36%）を占めており、保護者のニーズに応じた保育開始年齢の柔軟な対応が求められています。特に、1歳からの預け入れを希望する家庭の多さから、低年齢児に対応できる保育体制の強化が必要です。

エ 土曜日の保育ニーズの増加

土曜日に定期的な幼児教育・保育事業を利用したいと回答した家庭の割合が増加しており、そのうち79%の家庭が月に1～2回は仕事が入ると答えています。土曜日の保育サービスの需要が増加しています。

図9 「土曜日に、定期的な教育・保育事業等の利用希望はありますか。」の問いに対する回答

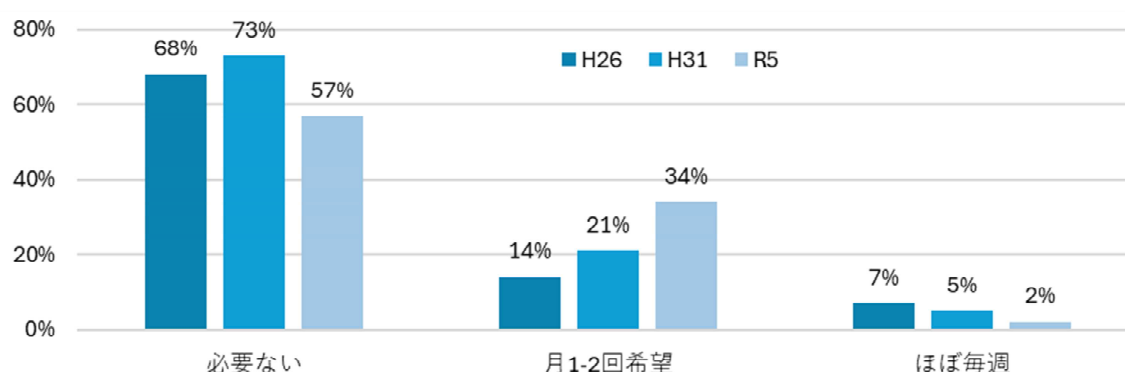
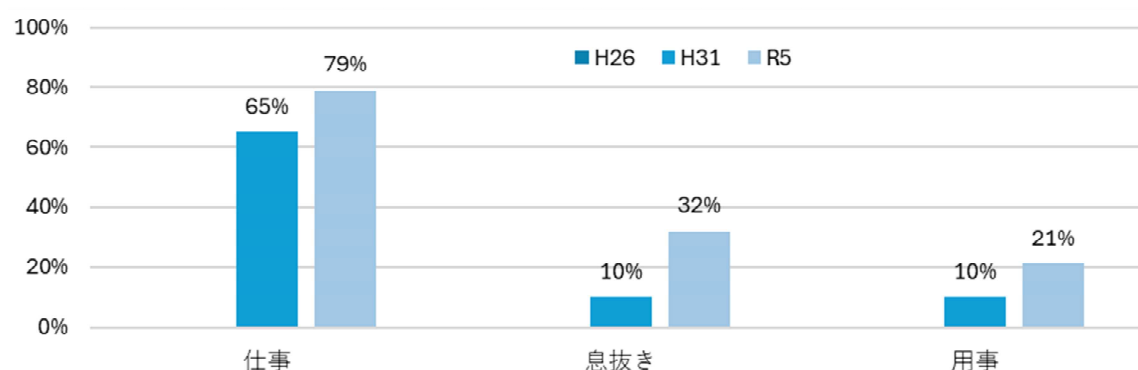


図10 「毎週ではなく、月に1～2回は利用したい理由はなんですか。」の問いに対する回答



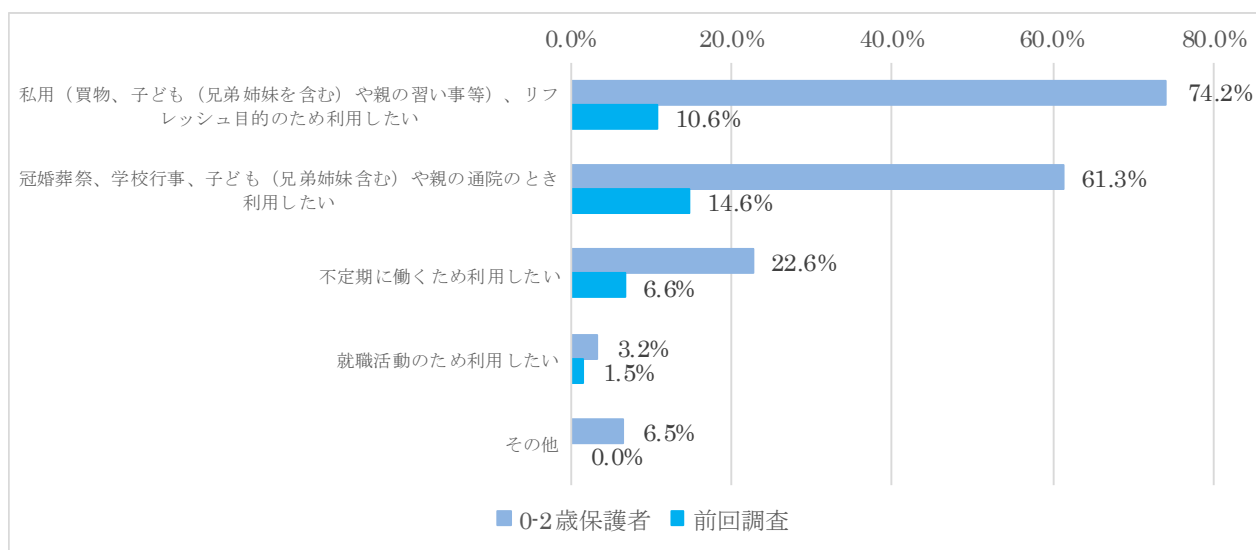
共働きや多様な働き方に対応できる柔軟な幼児教育・保育環境の整備が必要です。特に、低年齢児や土曜日の保育ニーズに応じたサービス提供が重要となります。

(4) 子育て支援事業

ア 不定期な保育ニーズの増加

特に0歳～2歳のこどもを持つ家庭で、不定期に保育所等を利用したいという希望が増加しています（0歳～2歳／前回22%→今回52%）。その中でも「私用・リフレッシュ」を目的とする希望が顕著に増加しており（前回11%→今回74%）、保護者の精神的・身体的なリフレッシュや自己ケアのニーズが高まっています。

図11 「利用したい場合、利用希望の目的についてお答えください。」の問いに対する回答《0歳～2歳》

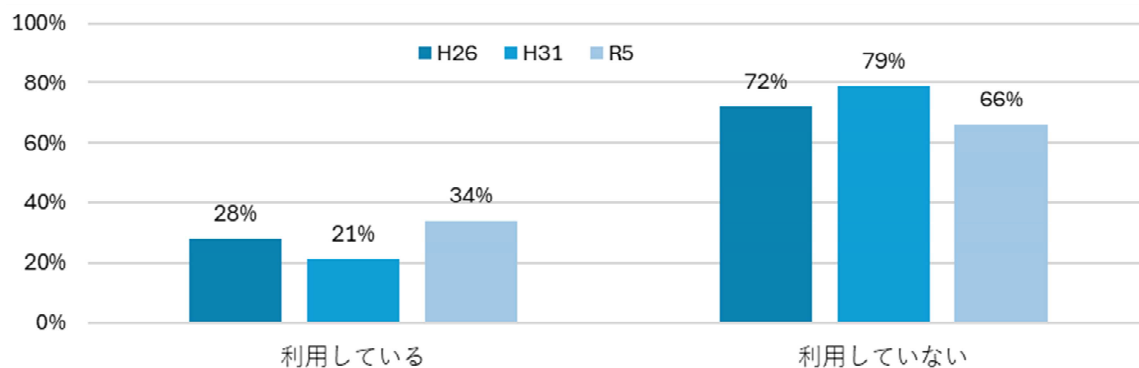


イ 子育て支援センターの利用促進の必要性

不定期にこどもを預ける場所として、最も希望が多いのは「子育て支援センター」（70%）ですが、実際には66%の家庭が子育て支援センターを利用していませんでした。

一方で、「（現在は）利用していないが、今後利用したい」と回答した家庭は27%に達しており、子育て支援センターの利用促進策が必要です。

図12 「あなたの家庭では現在、市の「東部子育て支援センター」、「北御牧子育て支援センター」を利用していますか。」の問いに対する回答



ウ 保育人材の確保

増加する保育ニーズに対応するためには、保育人材の確保が急務です。特に、不定期利用や小規模保育、子育て支援センターの利用増加を踏まえ、柔軟な保育体制に対応できる人材の育成・確保が重要となります。

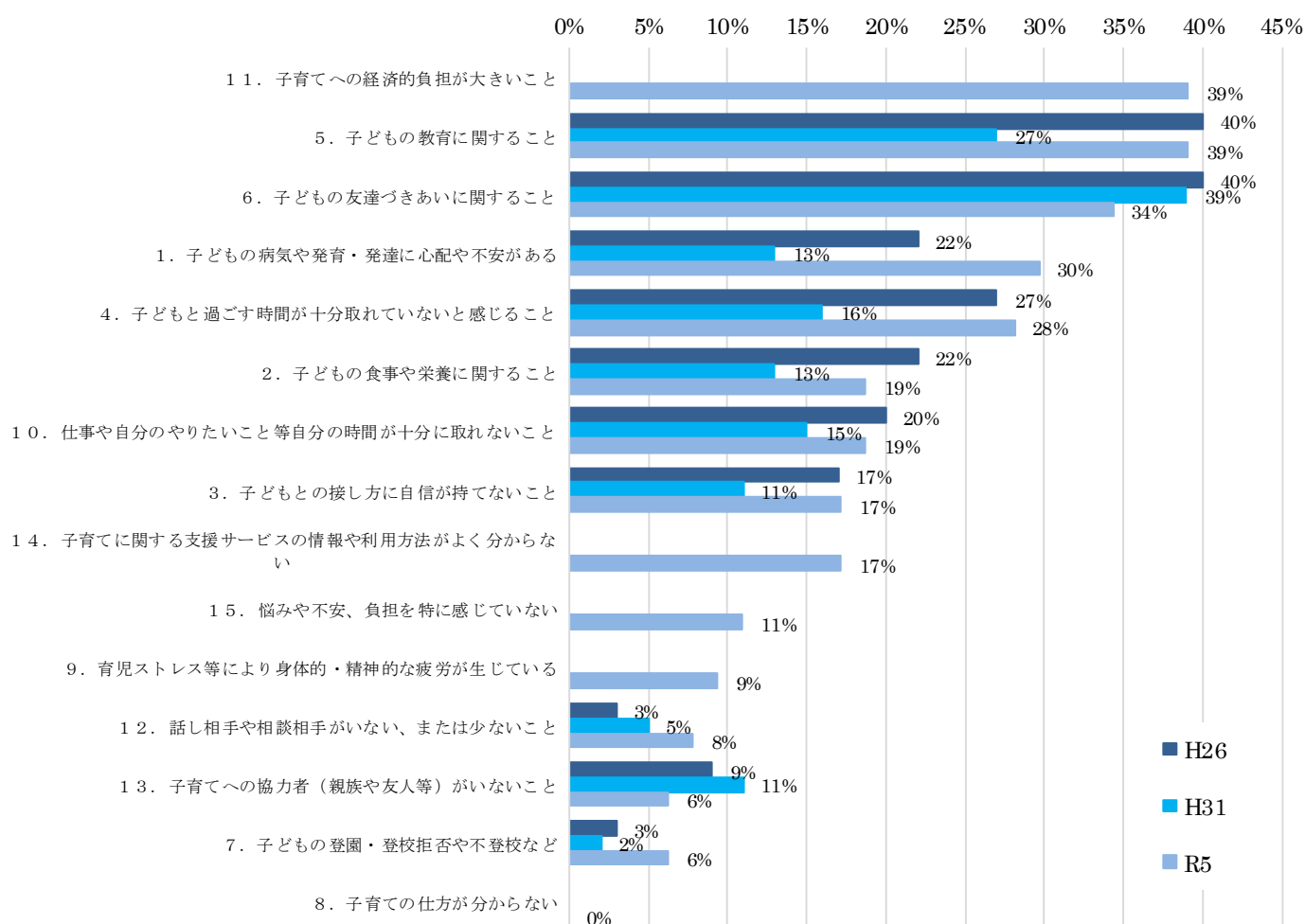
エ 家庭での子育ての負担軽減

0歳～2歳児の家庭で不定期的に保育サービスを利用する希望が高まっている背景には、家庭保育の負担が大きいことが考えられます。このため、支援サービスを通じた負担軽減策が求められています。特に、子育て支援センターの利用促進や子どもサポートセンターを中心とした多面的なサポートが重要です。

オ 小学生を持つ家庭の不安感の増加

小学生のこどもを持つ家庭において、「こどもの疾病や発育・発達に心配や不安がある」とする割合が大幅に増加しており（前回 13%→今回 30%）、さらに「こどもとの接し方に自信が持てない」とする保護者の割合も増えています（前回 11%→今回 17%）。このような心理的不安感を解消するため、子育て相談の強化や専門的な支援が求められています。

図 13 「子育てをするなかで、悩みや不安、負担を感じる（感じた）ことがあるとすれば、どのようなことですか。」の問いに対する回答（複数回答で、R5 年度の回答で多い順に並び替え）《小学生》



保育施設の柔軟な対応や子育て支援センターの利用促進、それらに対応する保育人材の確保が必要となっています。また、保護者の精神的な負担を軽減するための支援策も求められます。

(5) 子育て・子育ての社会環境

ア 子育て家庭の負担軽減

ニーズ調査の自由記載欄では、経済的支援に関する不満や要望が16%を占めており、経済的負担が大きな問題となっています。また、一時預かりや保育園、児童館、児童クラブなど、こどもを預けられる場所に関する要望も16%と多く、預け先の確保が不十分である現状が見えます。さらに、気軽に相談できる場所や体制を求める声も一定数（9%）あり、相談支援体制の強化が求められています。

イ こどもの自己肯定感と将来への希望の欠如

小学校5年生に対する生活状況についてのアンケートでは、16%のこどもが「夢がない」と回答しており、その理由の50%が「なにも思い浮かばない」と答えています。

また、「自分の将来が楽しみではない」と感じているこどもが20%、「自分のことが好きではない」と回答したこどもも38%に上り、自己肯定感が低いこどもや将来への希望が薄いこどもが多いことが課題となっています。こどもが自分を好きになり、夢や希望を持って成長できるような施策が必要です。

ウ こどもが安心できる居場所の整備

市への要望として、商業施設や遊べる場所（公園、遊園地など）の誘致や整備を求める声が43%と最も多く寄せられました。また、学校の対応や学習環境に関する要望（17%）や、安心できる居場所を求める声（11%）もあり、こどもが安心して過ごせる環境整備が求められています。

エ 市政にこどもの意見を反映する仕組み作り

遊び場や教育環境に関する声がこどもから上がっていますが、こどもたちの要望や意見を市政に反映する仕組みが不十分です。市政に関するこどもたちの意見を聴き、それらを反映させる、またこどもにフィードバックする仕組み作りが必要です。

経済的支援の充実、こどもの預け先の確保、相談支援体制の強化といった子育て家庭への支援の充実が求められています。また、こどもに対しては、自己肯定感や夢・希望を育む施策、安心できる居場所の整備、そしてこどもの声を市政に反映する仕組み作りが重要です。

3 第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況と評価

(1) 子どものための教育・保育の確保方策

ア 施設型給付及び地域型保育給付の量の見込及び確保方策 (単位：人)

区 分		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 見込
1号認定（教育） 3歳以上児	量 の 見 込 み	67	-	66	-	66	-	65	-	64	-
	実績値（確保方策）	67	96	66	70	66	83	65	80	64	45
	特定教育・保育施設	6	8	36	43	36	65	36	61	36	28
	確認を受けない幼稚園	61	88	30	27	30	18	29	19	28	17
	過不足（待機児童数）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2号認定（保育） 3歳以上児	量 の 見 込 み	624	-	613	-	603	-	591	-	581	-
	教育ニーズ	29	-	29	-	28	-	28	-	28	-
	保育ニーズ	595	-	584	-	575	-	563	-	553	-
	実績値（確保方策）	624	597	613	595	603	583	591	604	581	578
	特定教育・保育施設	624	587	613	582	603	571	591	591	581	562
	認可外保育施設	0	10	0	13	0	12	0	13	0	16
	過不足（待機児童数）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3号認定（保育） 0歳児	量 の 見 込 み	57	-	59	-	61	-	63	-	65	-
	実績値（確保方策）	57	54	59	45	61	61	63	54	65	11
	特定教育・保育施設	48	44	50	38	52	42	54	41	56	11
	特定地域型保育事業所	9	10	9	7	9	14	9	12	9	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	5	0	1	0	0
	過不足（待機児童数）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3号認定（保育） 1・2歳児	量 の 見 込 み	232	-	237	-	240	-	244	-	246	-
	実績値（確保方策）	232	224	237	227	240	229	244	247	246	220
	特定教育・保育施設	211	200	216	206	219	201	223	215	225	192
	特定地域型保育事業所	21	24	21	21	21	21	21	26	21	28
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	7	0	6	0	0
	過不足（待機児童数）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		980	971	975	937	970	956	963	985	956	854

イ 第2期子ども・子育て支援事業計画に基づく施設型給付及び地域型保育給付の 量の見込及び確保方策の評価

令和2年度から令和5年度については各園で受け入れ対応を行うことにより待機児童は発生しませんでした。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の確保方策

ア 利用者支援事業

こども又はその保護者の身近な場所で、幼児教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。本市では、東部子育て支援センターに専門相談員を配置し、各種の相談・支援事業等を実施しました。また、保健センターにおいて、妊娠期から子育て期に渡る母子保健や育児に関する相談等を円滑に行うための母子保健型を実施してきましたが、令和5（2023）年度からは予防的な関わりによる支援を強化するため、母子保健と児童福祉を一体的に支援する「こども家庭センター型」に移行し実施しました。

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024) 見込
計 画	確保方策 基本型 (実施か所数)	1	1	1	1	1
	確保方策 母子保健型 (実施か所数)	1	1	1	1	1
実 績	基本型 (実施か所数)	1	1	1	1	1
	母子保健型 ※令和5年度～ こども家庭センター型 (実施か所数)	1	1	1	1	1

イ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の共有、助言その他の援助を行う事業として実施しました。本市では、東部子育て支援センター、北御牧子育て支援センターの運営に該当するものです。

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024) 見込
計 画	量の見込（延人/年）	17,900	17,950	18,050	18,100	18,150
	確保策（延人/年）	17,900	17,950	18,050	18,100	18,150
	実施か所数	2	2	2	2	2
実 績	実績（延人/年）	9,219	9,977	11,192	10,031	10,300
	実施か所数	2	2	2	2	2

ウ 妊婦健診

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握②検査計測③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業として実施しました。本市では基本健診14回分の受診票を交付しました。

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024) 見込
計 画	量の見込（人）	215	212	210	207	205
	確保策（人）	215	212	210	207	205
	健診回数 (1人につき)	14	14	14	14	14
実 績	実績（人）	186	174	168	161	145
	健診回数 (1人につき)	14	14	14	14	14

エ 乳児家庭全戸訪問事業

概ね生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行う事業として実施しました。

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024) 見込
計 画	量の見込(人)	215	212	210	207	205
	確保策(人)	215	212	210	207	205
実 績	実績(人)	184	181	174	163	160

オ 養育支援訪問事業

要支援児童、特定妊婦、要保護児童など、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を実施しました。本市では、配慮や経過の見守りが必要な児童や家庭に対し、保健師や助産師の訪問指導などを実施しました。なお、令和4（2022）年の児童福祉法改正により、専門職の指導系事業へと変遷し、育児・家事援助事業は令和4年10月から「子育て世帯訪問支援事業」へ順次移行して実施しました。

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024) 見込
計 画	量の見込(人回)	50	50	50	50	50
	確保策(人回)	50	50	50	50	50
	実施か所	3	3	3	3	3
実 績	実績(人/回年)	28	38	34	28	※ 0
	実施か所	3	3	3	2	※ 0

※令和6（2024）年度は、家事・育児援助事業を子育て世帯訪問支援事業に完全移行し、養育支援訪問事業では実施していないため、実績見込みなし。

参考：子育て世帯訪問支援事業実績

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024) 見込
利用者数(延人)	—	—	250	1,442	3,300

カ 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ必要な保護を行う事業です。夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）の実施については、必要性に応じて検討しました。保護者の休息目的や、養育環境を整える目的等で利用する家庭が増加傾向にあり、利用したい日程と施設側との日程調整ができず、希望しても利用につながらない場合もありました。

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024) 見込
計 画	量の見込（延人）	10	10	10	10	10
	確保策（人）	10	10	10	10	10
	実施か所	3	3	3	3	3
実 績	実績（延人）	12	21	40	15	120
	実施か所数	3	5	5	3	5

キ 子育て援助活動支援事業（就学児対象のファミリーサポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）が登録し、子育ての相互援助活動を行う事業です。令和4（2022）年度に提供会員に対して援助活動に関する意向調査を実施し、また令和5（2023）年度の保護者へのニーズ調査の結果から、事業実施について検討しましたが、依頼希望内容と提供可能内容の不一致や提供会員の不足により事業の実施に至りませんでした。

地域で子育てを支える活動としては、令和5（2023）年10月から、子育て支援サポーター養成講座の修了者を中心に追加講習を受講いただき、新たな仕組みとしての「見守り支援員」に登録いただき、こどもの見守りや保護者の話し相手となる「支援対象児童等見守り強化事業」を開始しました。

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024) 見込
実 績	量の見込（実人）	46	46	46	46	46
	確保策（人）	270	270	270	270	270
	実施か所数	1	1	1	1	1
計 画	実績（人）	0	0	0	0	0
	実施か所数	0	0	0	0	0

ク 一時預かり事業

保護者の急な要件により保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所その他の場所において、一時的な預かりを行う事業です。市内6保育園では未入园児を対象に、くるみ幼稚園では在園児を対象に実施しました。

(ア) 保育園及び認定こども園での一時預かり（対象：未入园児）

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024) 見込
計 画	量の見込（延人）	800	800	800	800	800
	確保策（人）	800	800	800	800	800
	実施か所数	6	6	6	6	6
実 績	実績（人）	1701	558	434	364	400
	実施か所数	6	6	7	7	7

(イ) 幼稚園での一時預かり（在園児を対象とした預かり保育）

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024) 見込
計 画	量の見込（延人）	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	確保策（人）	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	実施か所数	1	1	1	1	1
実 績	実績（延人）	1,120	967	180	458	400
	実施か所数	1	1	1	1	1

※令和2年度は未移行幼稚園

(ウ) 幼稚園での預かりⅡ型（未入园の2歳児を対象とした預かり保育）

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024) 見込
計 画	量の見込（延人）	—	20	20	20	20
	確保策（人）	—	20	20	20	20
	実施か所数	—	1	1	1	1
実 績	実績（延人）	—	0	0	0	0
	実施か所数	—	0	0	0	0

ケ 延長保育事業

保育所利用者を対象に、保育認定時間外に提供する事業で、本市では7か所の保育園等で実施しました。

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024) 見込
計 画	量の見込（人）	800	800	800	800	800
	確保策（人）	800	800	800	800	800
	実施か所数	6	6	6	6	6
実 績	実績（人）	517	480	443	455	450
	実施か所数	6	7	7	7	7

コ 病児・病後児保育事業

疾病にかかっているこどもや回復しつつあるこどもを、医療機関や保育所の付設の専用スペースなどで一時的に預かる事業で、本市では2か所で実施しました。

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024) 見込
計 画	量の見込（人）	50	50	50	50	50
	確保策（人）	50	50	50	50	50
	実施か所数	2	2	2	2	2
実 績	実績（人）	0	3	15	14	10
	実施か所数	2	2	2	1	2

サ 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により、昼間家庭において適切な育成を受けられない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業として実施しました。

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024) 見込
計 画	量の見込（人）	299	311	315	314	312
	確保策（人）	299	311	315	314	312
	実施か所数	9	8	8	8	8
実 績	実績（人）	277	287	261	257	285
	実施か所数	※1 11	11	※2 9	9	9

【※1 内訳】 田中 2 滋野 2 柵津 2 和 3 北御牧 1 おひさま 1

【※2 内訳】 田中 2 滋野 2 柵津 1 和 2 北御牧 1 おひさま 1

シ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

新制度未移行の幼稚園に在籍するこどもの副食材料費について、負担を減免する事業を実施しました。

ス 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業所の参入の促進に関する調査研究のほか、多様な事業所の能力を活用した特定教育・保育施設の設置や運営を促進するための事業で、本市においては、特定教育・保育の提供体制が充実していることから、実施しませんでした。

セ 第2期子ども・子育て支援事業計画に基づく地域子ども・子育て支援事業の見込及び確保方策の評価

見込量と実績に大きな離が生じた事業については、令和4年度の見直しにより見込量及び確保方策の修正を行い、概ね計画どおりに実施しました。

(3) 子育て支援施策の推進における評価

各施策について、第2次東御市総合計画に沿って体系化し、充実強化を図りながら実施をしました。

基本理念 I 子どもも大人も輝き、人と文化を育むまち

基本目標 1 安心して子どもを産み育てられるまちを目指す

基本施策 1 子育て家庭への細やかな支援の充実

令和4（2022）年度に、妊娠期から伴走かつ包括的に切れ目のない支援を行う「子どもサポートセンター」を設置し、令和5（2023）年度からは、待ちの支援から予防的な関わりによる支援を強化するため、母子保健と児童福祉を一体的に支援する「こども家庭センター」として、妊娠、出産から子育て、そしてこどもが自立する青年期までを切れ目なく支援する連携体制を構築し、相談支援を実施しました。

ファミリー・サポート・センター事業は、依頼希望内容と提供可能内容の不一致や提供会員不足により実施できませんでしたが、子育て支援サポーター養成講座修了者や子育て経験者に、新たな仕組みとしての「見守り支援員」として登録いただき、支援ニーズが高いこどもや子育て家庭の見守り支援を行う「支援対象児童等見守り強化事業」を令和5（2023）年10月から開始しました。

基本施策 2 より豊かな幼児教育・保育の実践

幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、良好な保育環境を整えるため、市内公立5園の園舎の維持管理を行いました。

また、質の高い保育サービスを提供するため保育士研修を充実させたほか、東御市独自の取組として運動あそびを実施し、各年齢でこどもの運動評価を行い、家庭との共有によりこどもの育ちを応援しました。また保護者の保育ニーズに対応するため、各種保育サービスの充実に努めました。

基本施策 3 安心して子育てできる環境づくり

交通安全教室、防犯教室や避難訓練等を実施し、園児の意識向上を図りました。

基本目標 2 心豊かにたくましく生きる子が育つまちを目指す

基本施策 1 安心・安全な子どもの居場所づくりと教育環境の整備

小学校から離れた場所に設置していた和児童館については、施設へ通う児童の安全確保が課題であり、合わせて施設の老朽化が進んでいたことから、令和4年度に和小学校敷地内に施設を移転新築するとともに、和放課後児童クラブを併設した施設として整備しました。これにより、施設を利用する児童・保護者の環境改善と利便性の向上が図られました。

今後も順次、老朽化した市内の児童館施設について、放課後児童クラブを併設することを基本として、施設整備を進めていきます。

基本理念 II 共に支えあい、みんなが元気に暮らせるまち

基本目標 1 生涯にわたり健やかに暮らせるまちを目指す

基本施策 1 生涯を通じた健康増進の推進

母子ともに健康で安心な出産ができるよう、妊娠届出時の妊婦への個別面接・妊婦訪問や両親学級等での健康教育を行い、妊婦健康診査の受診勧奨を実施しました。

出産後は、乳児家庭全戸訪問を行い、母の心身の状況の把握とともに児の発育・発達等の確認や相談を行いました。

母子の心身の健康保持及び好ましい生活習慣の習得を図るため、健診や相談・教室などを実施しました。

基本目標 2 誰もが自分らしく暮らせるまちを目指す

基本施策 1 支えあう地域福祉づくりの推進

各区役員、民生児童委員、消防団員等災害時に関連する関係者を参集し、発災時に支援が必要とする要配慮者の選定を行いました。さらに、自治推進委員会や地域福祉懇談会での災害時支えあい台帳の作成・更新に係る依頼を実施しました。

基本施策 2 障がい児福祉の充実

乳幼児健診や発達支援事業等で専門的な療育支援の利用が必要と見込まれたこどもを、早期に児童発達支援等の支援につなげ、支援会議や個別の相談の中や、ペアレントトレーニングを通して家庭内での関わり方を含めた相談支援を提供し、個々の障がい特性に合わせたサービスの提供体制を整えました。

基本施策 3 虐待防止の推進

日頃から子どもや子育て家庭と関わる市役所内の関係部局、市内保育園・認定こども園、小中学校、各地域の民生児童委員、医療機関、事業所等に対し、要保護児童対策地域協議会（要対協）代表者会議等の各機関との会議等の場を利用して、近年の子育て家庭を取り巻く現状、児童虐待の状況、虐待の予防・早期発見における関係機関の役割や関係機関同士の協力・連携体制の重要性、子どもサポートセンターの役割等を説明し、理解と協力を求めました。

また、市役所内の関係部局や関係機関との情報共有を密にし、養育支援が必要な子育て家庭へ早期に介入し、様々なサービスや相談等を提供して家庭の負担を軽減することにより、虐待の予防的対応を図りました。さらに、令和5年度からは「支援対象児童等見守り強化事業」の見守り支援員に、支援が必要な子どもや子育て家庭への見守りや保護者の話し相手になってもらい、子どもと保護者の孤立化の予防に努めました。

虐待予防の啓発並びに相談窓口のポスターの掲示やチラシを配布し、市報「とうみ」に虐待防止月間の啓発記事を掲載することで、市民に向けた啓発活動を行いました。

基本施策 4 子どもの貧困対策の推進

こどものいる家庭の生活困窮の相談を世帯全体の課題として捉え、多機関と連携し総合的に相談・支援に取り組みました。以下の事業を実施しました。

ア 自立相談支援事業の推進

生活に困窮している、あるいは今後その恐れのある方への相談を受けています。10歳代から高齢者まで幅広い年齢層の生活課題に対し、生活や就労面の自立と課題の改善・解決に取り組みました。相談の主訴としては、収入・生活費、仕事探し・就職が多くありますが、子どもに関わる引きこもり・不登校の相談、ひとり親からの相談もありました。

イ 家計改善支援事業の推進

限られた収入を有効利用するため、家計表やキャッシュフロー表で見える化することにより、適切な家計管理につなげました。また必要に応じ、納税、債務整理、貸付のあっせん、支出減の助言等を行い、家計の経済的課題の解決に取り組みました。

ウ こどもの学習・生活支援事業の推進

学習支援では、生活困窮世帯の小学生～高校生に対して、学習の支援プランに沿って基礎学力の向上や学習習慣を身に着けるための支援、生活習慣の習得の支援を実施しました。なかには受験を目的とした利用もあり、高校や大学への合格につながりました。

こどもの居場所支援（子どもだれでも居場所くる me）では、カヤックや里山体験など日常では体験できない遊びのプログラムに参加し、親子ともリフレッシュできる時間となりました。また、大勢のスタッフが関わることによる社会性の獲得や、運営のお手伝いなどの役割を得ることでの自己肯定感を育む機会となりました。

エ 就労準備支援事業の推進

就労による社会的自立のみならず、仲間づくりや居場所づくり、地域とのつながりの構築を目指して、個別・集団によるプログラムを実施しました。登録者は10～20歳代が中心で、一般就労や就労継続支援B型事業所、就労移行支援につながりました。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「こども基本法」の理念及び「こども大綱」に示された子育て施策に関する方針と、市の上位計画である「第3次東御市総合計画」の基本目標を鑑み、以下の基本理念を定めます。

共に支え合い、こどもも家族も健やかに暮らせるまち とうみ

2 基本目標

基本理念の実現に向けて進める取組の目標として、次の3つを基本目標として定めます。

基本目標1 安心してこどもを産み育て、充実した時間を過ごせる環境づくり

子育て家庭の精神的、肉体的、経済的な負担を軽減し、安心してこどもを産み、自信を持って子育てを楽しめる環境づくりと、家族のみならず地域住民もこども達の成長を心から喜び、子育て家庭を共に支えことができる環境づくりに努めます。

基本目標2 困難を抱えるこどもや子育て家庭への支援や地域の支え合い体制づくりの推進

こどもや子育て家庭が困難な状況となる要因は、経済的困窮、こどもや家族の疾病や障がい、家庭内の養育力の低下、地域の関係性の希薄化による孤立などが複雑に絡んでいます。個々のこどもや家庭の状況に応じて、包括的かつ伴走的な支援体制の充実を図ります。

基本目標3 夢を持ちたくましく生きるこどもが育つ環境づくり

こども自身の権利が守られ、その意見や意思決定が尊重され、また、良好な養育環境が提供されることで、すべてのこどもが幸せな生活が送ることができ、安心して夢と希望を持って成長し、社会でその力を発揮できる環境づくりを推進します。

第4章 施策の展開

1 計画の体系

基本理念及び基本目標の実現に向け、次の13の基本施策と29の具体的な施策の展開により、本市の子育ち・子育て支援事業を推進します。

基本理念 共に支え合い、いづれも家族も健やかに暮らせるまちをつくり	基本目標	基本施策	具体的な施策の展開
	1 安心して子どもを産み育て、充実した時間を過ごせる環境づくり	1 妊娠・出産・子育てからこどもの自立までのライフステージに応じた切れ目ない支援の充実	①切れ目ない支援体制の深化 ②母子の健康増進 ③親子の愛着形成の支援 ④情報発信の充実 ⑤療育支援と発達特性に対する知識の普及
		2 安心して子育てできる環境づくり	①子育て家庭の孤立化予防のための相談と支援体制の充実 ②個別支援の充実 ③経済的負担の軽減 ④こどもの安全に対する意識の向上
		3 より豊かな幼児教育・保育の実践	①幼児教育・保育環境の整備 ②運動あそびの充実
		4 子育て・子育てを共に支える地域づくりの推進	①世代を超えた子育て支援体制の推進 ②自然体験活動の支援 ③仕事と家庭の両立支援 ④社会的養育の推進
	2 困難を抱える子どもや子育て家庭への支援や地域の支え合い体制づくりの推進	1 障がい児福祉の充実	①障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に基づく障がい児福祉の推進
		2 家庭の貧困や孤立の解消	①こどもの貧困対策の推進 ②ヤングケアラーの実態把握と支援体制の推進
		3 不登校対策	①不登校等対策の推進
		4 虐待予防の推進	①虐待予防の啓発 ②早期発見、早期支援と関係機関との連携強化
		5 支え合う地域福祉づくりの推進	①支え合う地域福祉づくりの推進
	3 夢を持ちたくましく生きるこどもが育つ環境づくり	1 こどもの権利の尊重	①こどもの権利に関する理解の促進と権利の擁護
		2 こどもや若者、子育て当事者の意見を聴く機会の確保	①こどもや若者、子育て当事者の意見を聴く機会の確保
		3 安心・安全なこどもの居場所づくり	①こどもの活動の場の充実 ②こどもが気軽に相談できる体制づくり
		4 こどもが将来に夢や希望を持って成長できる環境づくり	①青少年の健全育成の推進 ②キャリア教育の推進 ③こども、若者の自立への支援

基本目標 1 安心してこどもを産み育て、充実した時間を過ごせる環境づくり

核家族化の進展や地域の関係性の希薄化により、子育てに関して気軽に相談したり、頼ったりことができる人が身近におらず、保護者だけで育児を担う家庭が増えています。これは、保護者の精神的・肉体的な負担が大きくなる要因となっています。

また、こどもの疾病や発育・発達に心配や不安がある家庭も増加傾向にあります。さらに、少子化により兄弟や隣近所にもこどもが少ない状況になっていることなどから、こどもと接する機会が少ないまま親になり、こどもへの接し方に自信が持てない人も増えています。

こうした保護者の不安や心配に寄り添い、保護者が主体的に自信を持って育児を楽しむように、子どもサポートセンターを軸とした妊娠期を含めた早期からの切れ目ない相談支援体制のさらなる深化を図ります。

物価の高騰などから、子育てに対するさまざまな経済的な負担も増加しています。経済的理由に加え、女性の社会進出が進んでいることから共働きを選択する家庭が増えており、0～2歳児からの保育ニーズや、土曜日保育に対するニーズが増えています。

幼児教育・保育の実施のほかに、家庭に対する個別支援についても、子どもサポートセンターを中心とした相談と支援の体制を整えてきていますが、多くの保護者に支援体制の存在が知られているとは言えない状況も課題です。

保護者のニーズに対応した幼児教育・保育の提供や、相談支援体制の幅広い周知、経済的な負担の軽減など、保護者が精神的にも物理的にも安心して子育てできる環境づくりを推進します。

子育て家庭の孤立化の予防・解消と子育てを楽しむ環境を作るためには、こどもがいる家庭だけで子育てするのではなく、地域全体でこどもの育ちと子育て家庭を見守り支えることが必要です。

コロナ禍以降、希薄化が一層進んでしまった地域の関係性をもう一度つなぎ直し、地域の人々の協力や資源を活用した子育てと子育てを支える仕組みづくりや機運の醸成を進めます。

基本施策1 妊娠・出産・子育てからこどもの自立までのライフステージに応じた切れ目ない支援の充実

目指す姿

妊娠・出産からこどもが大人になるまでの一連のライフステージにおいて、こどもが健やかに成長できるよう、支援が必要な家庭を把握し、早期に関わりをつくるアウトリーチ支援の強化を図るとともに、プッシュ型広報や相談窓口の充実などを通じて妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制の深化を図ります。

さらに、妊産婦及び乳幼児を対象とした健診、教室や相談事業、各種サービスの提供など、多様化する子育て家庭の様々なニーズに応えられる体制を構築します。

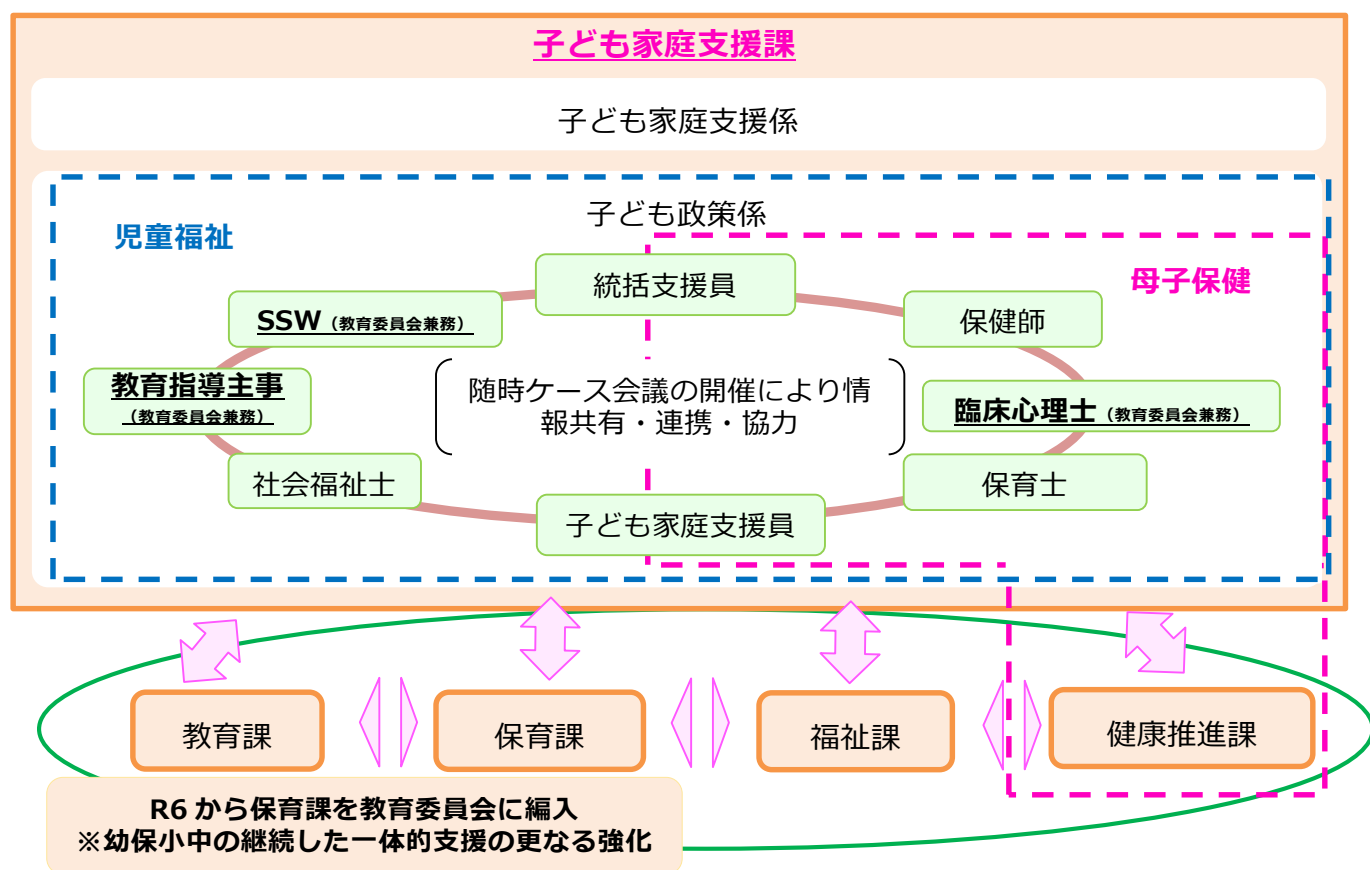
①切れ目ない支援体制の深化

- ・令和4（2022）年度に妊娠期から概ね18歳までの支援を要するすべてのこどもとその家庭を対象に、多分野に渡る専門職を配置し、関係部局及び関係機関との連携を基礎として、こどものライフステージに対し、訪問型で、伴走적かつ包括的に切れ目ない支援を行う「子どもサポートセンター」を設置しました。
- ・令和5（2023）年度からは、待ちの支援から予防的な関わりによる支援を強化するため、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）を統合し、一体的相談支援機関へ機能強化し、母子保健と児童福祉を一体的に支援する「こども家庭センター」として、関係部局、機関等との連携による妊娠、出産から子育て、そしてこどもが自立する青年期までを切れ目なく支援する連携体制を構築してきました。
- ・連携体制を引き続き維持・継続するとともに、新たな支援ニーズや施策の展開に応じて、また、改善点が生じた際には子どもサポートセンター運営委員会や幹事会を活用し、柔軟に体制の改良を図ります。
- ・支援を必要とするこどもと子育て家庭には「サポートプラン⁶」を作成し、それに基づき支援方針を決定するとともに、定期的なアセスメントを行いながら継続的かつ計画的な支援と進捗管理をします。

⁶こども家庭センターでは、母子保健サービスや子育て支援を必要とする妊産婦やこども、子育て家庭に確実に支援を届けるため、支援メニューの体系的なマネジメントを行う「サポートプラン」を作成して、支援に当たります。

- ・認定こども園、幼稚園及び保育園では計画的に環境を構成し、遊びを中心とした生活を通して体験を重ね、一人一人に応じた総合的な指導を行っています。一方、小学校では、時間割に基づき、各教科の内容を教科書などの教材を用いて学習しています。このように、認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校では、こどもたちの生活や教育の方法が異なることで、こどもたちが様々なギャップを感じてしまいます。
- ・定期的な園小接続委員会の開催や小学校で学ぶ内容を保育園での遊びに取り入れる等、こどもが保育園等から小学校へ円滑に移行できるよう取組を行います。

子どもサポートセンター



主要事業

- 子どもサポートセンター（こども家庭センター）及び運営委員会・幹事会
- 認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等との連携
- 青年期への移行支援

②母子の健康増進

- ・共働きや核家族が増え、また出産や育児に家族からの支援を受けられない家庭が増えており、支援が必要な妊産婦が増えています。また、少子化により乳幼児と接する機会がなく、子育ての知識が不足した中で妊娠・出産に関して不安や悩みを抱えながら子育てをしている環境があります。そういった妊産婦の不安を解消するような取組が必要です。
- ・妊娠届時の妊婦等への面接、妊婦訪問、乳幼児訪問と妊娠期から出産、子育てへと切れ目なく支援を行います。
- ・妊娠期から助産施設や医療機関と連携を図り、安全な出産ができるように、また安心して子育てができるよう支援します。
- ・妊産婦健診、乳幼児健診による疾病、障がい等の早期発見と早期支援を実施します。
- ・妊産婦及び乳幼児家庭訪問による保健指導、出産・子育てに係る相談を実施します。
- ・両親学級、離乳食教室等による妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及啓発を行います。
- ・産後ケア事業で母体の心身のケアや授乳指導、育児相談により産婦の育児不安等を軽減します。
- ・健康相談等により発育や発達を保護者と確認し、こどもの育ちを育む関わり方について伝え、育児に係る不安の軽減を図ります。

主要事業

- | | | |
|------------|---------|-------------|
| ○妊婦等包括相談事業 | ○両親学級 | ○妊婦健診 |
| ○妊婦訪問 | ○産後ケア事業 | ○乳児家庭全戸訪問事業 |
| ○母子相談事業 | | |

関連計画

- ◇東御市健康づくり計画

③親子の愛着形成の支援

- ・少子化や核家族の増加等、子育てをめぐる社会構造が変化し、子育て家庭の孤立化が進んでいます。子育てについて学べる場が減少し、子育てに自信が持てない、こどもとの接し方がわからないという保護者が増えています。
- ・こどもへの接し方に自信が持てない保護者が自信を持って主体的に子育てを楽しめるよう、親子の愛着形成を支援するとともに、子育ての苛立ちからの児童虐待を予防するため、こどもの発達特性を理解し、行動の捉え方や関わり方を学ぶペアレントトレーニングや、子育ての悩みを保護者同士が語り合う座談会などを開催します。

主要事業

○ペアレントトレーニング⁷（親子関係形成支援事業）

○育児講座・育児座談会

○保護者の育児の関わり方支援

関連事業：基本目標1－基本施策3－子育て家庭の孤立化予防のための相談と支援体制の充実

④情報発信の充実

- ・市が実施している事業や子育てに関する情報などが伝わってこないという意見が、ニーズ調査でも出されています。市の事業や情報をより多くの方に知っていただくために、適切な情報発信が必要です。
- ・子育てに関する情報を掲載し、それらを目的、年齢やライフステージに応じて調べることができる子育て応援ポータルサイト「すくすくぽけっと」の内容の充実と、認知度の向上を図ります。
- ・保護者自身がこどもの成長や予防接種の記録ができる母子健康手帳機能と、地域の子育て情報機能を備えた子育て支援アプリ（電子母子手帳アプリ）「すくすく♡TOMI」の普及を進め、予防接種や子育て支援情報のお知らせなどプッシュ型の広報を行います。

主要事業

○子育て応援ポータルサイト「すくすくぽけっと」

○子育て支援アプリ（電子母子手帳アプリ）「すくすく♡TOME」

⁷こどもとの関わり方や子育てに悩み、不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じたこどもとの関わり方等の知識や方法を身につけるため、保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容とした事業。

⑤療育支援と発達特性に対する知識の普及

- ・発達に特性はあるが、はっきりとした診断名がつかないこどもや、発達障がいと診断されるこどもが増加しています。また、乳幼児健診で「要支援・要経過観察」となる0歳から3歳のこどもも増加傾向にあり、こどもの疾病や発達などに心配や不安を抱えている保護者が増えています。
- ・早期に発達の偏りや障がいを発見し、こどもの力を最大限伸ばせるような必要な支援体制の整備と、保護者の障がい受容に寄り添いながら適切な対応方法を伝える保護者支援を行います。また、一人一人の個性を尊重した共生社会への取組が必要です。
- ・乳幼児健診等で保護者と月齢ごとの発達の共通理解を図り、必要に応じて各種の相談事業につなげます。
- ・乳幼児健診等を通じた発達特性の早期発見と、発達段階に応じた療育支援体制の充実を図ります。
- ・保護者へ発達特性に対する正しい知識の普及に努めます。

主要事業

- 各種相談事業（公認心理士・作業療法士・言語聴覚士・小児精神科医師）
- 入園前療育教室（ひまわりっこ）
- 発達への気づきを養う保護者向け講座（すくすくはっぴー）
- 通所型子育て支援教室 ○5歳児発達相談 ○就学相談

関連事業：基本目標2－基本施策1－障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に基づく障がい児福祉の推進

基本施策2 安心して子育てできる環境づくり

目指す姿

保護者同士がつながれる場や気軽に相談できる場の提供と充実を図り、子育て家庭の孤立化予防に努めます。また、いざという時の使える個別支援の充実や経済的な支援を行うことで、安心して子育てができる環境を整えます。

こども自身も社会を生きるための知識や力を身につけ、こどもが安全に成長できる環境づくりを推進します。

①子育て家庭の孤立化予防のための相談と支援体制の充実

- ・核家族化、地域のつながりの希薄化、保護者の生まれ育った地域以外での子育ての増加や児童数の減少などの要因により、子育て家庭が孤立化し、子育てに不安感、負担感を抱える家庭が増加しています。加えて、こどもが親以外の大人や兄弟以外のこどもとの関わりが減っていることや、必要な支援につながりにくい等の課題があります。
- ・子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行います。
- ・子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての悩みを相談できる場を提供します。
- ・すべての妊産婦及びこどもとその家庭を対象とし、子育てに関する相談に応じ、子どもサポートセンターと連絡調整を行うとともに、子育てに関する情報の提供を行うよう努めます。
- ・保護者の疾病、冠婚葬祭、就労、就学、出産、看護等で一時的にお子さんの保育が困難となる場合や保護者の育児負担の軽減、リフレッシュ等でお子さんをお預かりする一時預かり事業を実施します。
- ・多忙な保護者の時間的な制約や、電話や対面では相談しにくいという精神的な負担を軽減し、できるだけ気軽に相談できる手段として、子育て世代に広く利用されている LINE を活用したすくすくぽけっと LINE 相談を継続し、子育ての悩みや不安の解消に努めます。
- ・ひとり親での子育てを取り巻く様々な課題について、総合的に相談支援できる体制を整備します。

主要事業

- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業（東部及び北御牧子育て支援センター）
- 地域子育て相談機関
- 一時預かり事業
- すくすくぽけっと LINE 相談
- 母子・父子自立支援員の配置

②個別支援の充実

- ・様々な理由で支援が必要な家庭に対して個別に相談に応じ、必要な支援を行います。また他の関係機関との連携により、総合的かつ継続的に支援します。
- ・養育支援⁸が特に必要であると判断した家庭に対して、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言を行うことにより、その家庭で適切な養育ができるように支援します。
- ・保護者の疾病その他の理由により、家庭でこどもを養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護するショートステイを実施します。
- ・家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー⁹がいる家庭の居宅に訪問支援員¹⁰が訪問し、その家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事や子育て等の支援を実施し、家庭の養育環境を整え、虐待リスクを未然に防ぎます。

主要事業

- 養育訪問支援事業
- 子育て短期支援事業
- 子育て世帯訪問支援事業

⁸若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診者や、望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援や、出産後間もない時期の養育者が育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼである場合の支援を行う。

⁹本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話、介護などを日常的に行っていることも。

¹⁰市から委託を受けた事業所で家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等）や育児支援（育児のサポート、学校・保育所等の送迎、相談等）を実施する職員。

③経済的負担の軽減

- ・ 幼児教育の重要性や少子化を背景に、幼児教育・保育の無償化が実施され、経済的負担の軽減が図られていますが、3歳未満児については、無償化の対象が限定されることなどから、引き続き経済的負担の軽減に取り組む必要があります。
- ・ ニーズ調査でも経済的な支援に対する不満や要望が挙げられており、子育て家庭の経済的な負担感が増しています。
- ・ 妊婦のための支援給付を妊婦等包括相談支援事業と組み合わせて行い、妊婦等の身体的、精神的ケアと経済的支援を図ります。
- ・ 多子世帯の保育料等の軽減措置の拡充や保育所等における副食費の負担軽減、実費徴収に係る補足給付事業（新制度未移行の幼稚園における副食費の負担減免）により、子育て家庭の経済的負担軽減に取り組めます。
- ・ こどもが産まれた家庭に対して、こどもに関する商品購入やサービスに利用できる商品券を配布し、市として祝意を示すとともに、子育て家庭の経済的負担軽減を図ります。

主要事業

- | | | |
|--------------|-------------------|-------------|
| ○妊婦のための支援給付 | ○児童手当の支給 | ○福祉医療費給付金制度 |
| ○保育料軽減制度 | ○実費徴収に係る補足給付を行う事業 | |
| ○子ども・子育て応援事業 | | |

④こどもの安全に対する意識の向上

- ・ 社会生活を円滑に営むうえで、自分自身で判断する力を育むとともに、こどもが安心して、安全に過ごせる地域環境を整備していくことが必要です。
- ・ 現代社会においては、インターネットの利用が不可欠となっていますが、判断力がまだ身についていない青少年においては、インターネットの使い方等、家庭を含めた啓発が必要です。
- ・ 保育園や学校での交通安全教室、防犯教室や災害時の避難訓練などを通して、常にこども達の交通安全意識、防犯意識、防災意識の向上を図ります。
- ・ こどもの通学の安全を確保するため、通学路の安全確保を図ります。
- ・ こどもが自転車に乗る際のヘルメット着用を促進し、通学時だけでなく日常生活における自転車での交通事故の被害の軽減を図ります。
- ・ 青少年補導委員を中心に、街頭補導活動・有害環境チェック活動等の非行防止活動を推進するほか、非行少年の早期発見及び相談体制の整備、青少年補導委員の資質向上のため研修会等を実施します。
- ・ 学校薬剤師等を通じた薬物乱用防止教育への協力を行い、専門家と連携した薬物依存の怖さや薬物に関する正しい知識等の習得を図ります。
- ・ 青少年が正しくインターネットの特性や危険性を理解し、AI等の日々進化するインターネット上での技術を上手に活用できるようになるとともに、情報を読み解く力を身につけられるよう、関係機関と連携しながら出前講座の提供や講演会の開催等、教育や啓発活動の拡充を図ります。
- ・ こどもが容易にインターネットに触れられる環境が整っていることから、こどもはもとより、大人に対してもインターネットの適正利用について啓発活動を実施します。

主要事業

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ○交通安全教室、防犯教室 | ○中学生への自転車用ヘルメット補助 |
| ○青少年の非行・被害の防止活動 | ○ネットリテラシー教育 |

関連計画

- ◇東御市青少年健全育成計画

基本施策3 より豊かな幼児教育・保育の実践

目指す姿

多様化する幼児教育・保育ニーズに応えるため、幼児教育・保育環境の充実を図るとともに、社会生活で求められる決められたことを自ら進んで行うことができる自主性や、問題解決ができる主体性と自発性を身に着けるため、日常の保育に加え、自然の中での体験型保育を取り入れます。

また、保育士の確保と保育士の資質向上を図り、質の高い幼児教育・保育を提供します。

①幼児教育・保育環境の整備

- ・就労形態が多様化しているため、預かり保育や延長保育、病児病後児保育へのニーズが増加傾向にあります。
- ・病児病後児保育事業を保育園内で実施しているため、感染症対策にはより慎重な対応や注意が必要です。
- ・3歳未満児の入園希望が年々増加しています。特に1、2歳児については育児休業期間の終了による仕事復帰を理由とした入園希望が増加しています。
- ・多様な幼児教育・保育ニーズに応えられるよう、保育士の確保と質の高いサービスの提供など保育環境の充実が求められています。
- ・私立を含めた全保育施設において一時預かり事業（保育園）¹¹、預かり保育事業¹²及び延長保育事業を実施できる体制の継続に努めます。
- ・病児病後児保育事業へのニーズがあるため、事業実施を継続しながら、安心安全な保育が確保できる環境づくりを検討します。
- ・こどもが安全・安心して幼児教育・保育等を利用できるよう、手厚い職員配置の確保と、保育士等の資の維持・向上のため、研修計画に基づく研修の充実に努めます。
- ・良質な保育環境を確保及び維持するため、施設の機能強化を検討しながら修繕等を計画的に進めます。

¹¹保育園などに通っていないこどもを預かる事業。

¹²幼稚園や認定こども園に在園する1号認定のこどもを時間外に預かる事業。

主要事業

- 教育・保育給付事業 ○一時預かり事業（保育園） ○預かり保育事業
- 延長保育事業 ○病児保育事業（病児・病後児保育）
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- 保育士の確保及び研修等の実施による保育の質の維持・向上
- 保育施設等の整備

②運動あそびの充実

- ・保育園等でけがをすることが年々増加傾向にあります。「距離感が把握できずにぶつかる」、「転倒した時に手が出ない」など、大けがにつながることも増えてきており、その背景としてからだを使った遊びの減少や経験不足が考えられます。
- ・こどもたちが心身ともに健やかに成長することを目的に、運動あそびや信州型自然保育を引き続き実施します。
- ・からだを使った遊びを日々の保育に取り入れられるよう、運動あそびの実践研修を行い保育士の資質向上に努めます。
- ・室内や戸外での環境を整え、からだや指先を使った遊びを取り入れ、大きな怪我の予防に取り組みます。
- ・3歳以上児は毎年体力運動能力評価測定を行い、個人の発育発達状況を把握するとともに、生活面談にて測定の結果を保護者と共有を継続します。

主要事業

- 信州型自然保育

基本施策4 子育て・子育てを共に支える地域づくりの推進

目指す姿

地域全体で子どもたちの健やかな成長を確保していくために、子育て・子育て支援活動を行う地域の多様な団体や企業等と連携し、子どもを見守り・育む担い手の育成を図るとともに、地域の子育て経験者や子育てに意欲のある住民の自主的な活動を支援し、様々な世代の人々が子育て家庭を応援できる環境の整備を推進します。

①世代を超えた子育て支援体制の推進

- ・核家族化やコロナ禍以降に加速した地域のつながりの希薄化から、気軽に相談できたり頼ったりできる人が身近にいない子育て家庭が増え、子育て家庭の孤立化が進んでいます。地域住民が子どもや子育て家庭を見守り、時には支える機運を醸成する必要があります。
- ・中高校生などの若者と子育て世代などとの交流の場を創出し、世代を超えた子育て支援体制を推進します。
- ・子育てしやすい地域づくりについて、市民や地域、企業等とともに学び、考える機会を設けます。
- ・こどもの預かり等の援助を受けたい人と、援助を受けたい子育て家庭を援助をしたい人との相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業の実施について、引き続き研究、検討します。
- ・子育て支援の研修を修了した「見守り支援員」が、子育て家庭やこどもの居場所へ行き、子どもやご家庭の困りごとを聴いたり、生活指導や学習支援などの見守りを行います。

主要事業

- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- 支援対象児童等見守り強化事業

②自然体験活動の支援

- ・東御の豊かな自然環境の中で、親子で外遊びや里山活動を楽しみ、様々な体験を通じてこどもの元気な育ちを応援します。
- ・（公財）身体教育医学研究所が実施する「里山探検」と連携を図ります。

主要事業

- 民間団体が実施する活動との連携支援

③仕事と家庭の両立支援

- ・ニーズ調査から、小学生の母親のフルタイムで働いている割合が上昇しており、共働き家庭が増えています。また、現状はフルタイム勤務ではないですが、フルタイム勤務への転職を希望している母親の割合も増加しています。こうした現状から、父親、母親が共に子育てを担う「共育て」家庭が増加傾向にあります。
- ・女性の就業相談について、転職、再就職に向けての不安、産休・育休からの復帰について、ご家庭と仕事の両立に関すること、就職活動の進め方等、不安に感じている方が多い状況です。
- ・長野県地域就労支援センターと連携し、東部子育て支援センター及び北御牧子育て支援センターにて、毎月第1火曜日に「女性の就業相談」を実施し、自分に合った働き方を一緒に考えます。
- ・育児休暇の取得やフレックスタイムなどの就労条件の整備や、従業員が取得しやすい環境整備の啓発を行います。
- ・男性の育児休暇取得促進のための新制度について、企業自らの積極的な取組が進むよう、関係機関・団体等と連携して普及啓発を行います。
- ・労働に関する相談の充実や、就業に関する情報の提供を行います。
- ・ワーク・ライフ・バランスの実現に資する、DXの推進によるテレワーク、フレックスタイムなど、企業等における多様で柔軟な働き方の啓発をします。

主要事業

- 就労に関する相談
- ワークライフバランスの啓発・推進

関連計画

- ◇東御市男女共同参画推進計画

④社会的養育の推進

- ・核家族化や共働き家庭の増加、異世代交流の減少等により、こどもが様々な大人やこどもとふれあい交流する機会が減少し、経験不足による学びの場の減少や、体験不足によるコミュニケーション不足などの現象が生じています。
- ・子育ては家族だけでなく地域で育てるという認識を持ち、家庭的な温かさを感じる環境のなかで、安心して育ち、基本的信頼関係を育む土台となる家庭的な雰囲気の中で、こどもを育てられる環境整備が必要です。
- ・こどもを家庭的な雰囲気の中で養育する社会的養育推進体制の整備します。
- ・10月の里親月間期間中の横断幕の掲出や、市報やイベントなどの機会を活用した里親制度の周知を実施するとともに、新たな里親の登録を促します。

主要事業

○里親制度の推進のための周知啓発活動

基本目標２ 困難を抱えるこどもや子育て家庭への支援や地域の 支え合い体制づくりの推進

乳幼児健診で発達に課題があり、フォローが必要となる児童が増加傾向にあります。また、医療機関を受診し、発達障がい等の診断を受けている障がい児も増えていることから、福祉サービスを適切に活用し、障がい児の発達支援を推進します。

家庭環境によってこどもの生活や将来が左右されることがある現実において、こどもが心身ともに健やかに育成され、教育や医療受診、多様な体験の機会が等しく保証されることにより、こどもの貧困が解消され、夢や希望を持つことができるよう、総合的な貧困対策の推進が求められています。

また、こどもが過度に家族の世話を担うことが常態化し、学習や遊びなどのこども自身の時間を持つことが難しくなる「ヤングケアラー」の存在が、新たな社会問題となっています。

こどもの貧困やヤングケアラーの実態の把握に努め、必要なこどもや家庭に必要な支援が届く体制を整えます。

全国的に児童虐待の通告、認知件数が増加傾向にあり、市においても同様に児童虐待が増えています。市の児童虐待の相談支援機関として子どもサポートセンターが認知されてきていることに加え、保育園や小中学校、児童福祉事業所等の関係機関において、児童虐待が疑われる場合にはためらわず通告することが認識されてきていることも、児童虐待の認知件数増加の一因と考えられます。しかし、増加のペースが著しいことから、困難を抱える家庭への支援や保護者の養育力を高める取組が急務となっています。発見された児童虐待には、関係機関が連携し、早期の介入と支援を行い、親子関係の正常化と再発防止に取り組めます。

少子高齢化や核家族化の進展、さらにコロナ禍による地域行事の減少などにより、地域の相互扶助の関係の希薄化が一層進んでいます。

地域、隣近所の絆を深め、共に支え合いながら暮せる体制づくりが重要となってきています。地域、団体、行政、社会福祉協議会など多様な機関が連携した支え合いの体制づくりの構築が必要です。

基本施策1 障がい児福祉の充実

目指す姿

障がいの有無に関わらず、人格と個性を尊重し合い、住み慣れた地域で誰もが安心して自分らしく生活することができる地域共生社会の実現を目指します。障がい児の個々の課題やニーズの多様化に対応するため、相談支援体制の充実を図るとともに、各関係機関や地域と連携し、包括的な支援体制の維持と、福祉サービスの提供を推進します。

①障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に基づく障がい児福祉の推進

- ・障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目ない一貫した支援を提供し、さらに、障がい児が地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、すべてのこどもが共に成長できるよう、地域社会への参加やインクルージョン¹³を推進します。
- ・強度行動障がい¹⁴については、行動障がいの発生する要因等についての分析や、専門的助言、支援を提供できる体制の整備に努めます。
- ・医療的ケア児¹⁵については、退院時の地域移行から日常の支援について多職種連携のもと支援体制の充実を図ります。
- ・圏域の中核的療育施設である児童発達支援センターと連携し、質の高い療育の提供を行います。
- ・質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図ります。
- ・障がい児親の会「はこべの会」、発達障がい児親の会「ぴかそくらぶ」の運営を支援することにより、障がい児を育てる保護者同士の交流や情報交換の機会を創出するとともに、障がい児のいる家庭の孤立を予防します。

主要事業

○障がい児福祉サービス

○障がい児の親の会の支援

関連事業：基本目標1－基本施策1－療育支援と発達特性に対する知識の普及

関連計画

◇東御市障がい福祉計画 ◇東御市障がい者計画 ◇東御市障がい児福祉計画

¹³障がいなどの有無を問わず、すべての人が差別なく受け入れられる社会のこと。

¹⁴自傷や他害、飛び出し等の危険を伴う行動が著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要な状態。

¹⁵日常生活を送るうえで人工呼吸器等、何らかの医療行為が必要な状態にあるこども。

基本施策2 家庭の貧困や孤立の解消

目指す姿

様々な困難を抱えるこどもや子育て家庭が、生活への不安を解消し、地域で自立した生活を安定して続けていかれるように支援します。支援が必要な人の状況やニーズを適切に把握するため、相談体制を充実するとともに、市役所内外の各関係機関と連携しながら必要な生活支援や自立支援を展開します。

①こどもの貧困対策の推進

- ・こどもの貧困は、保護者の経済的な課題だけでなく、社会情勢の変化、地域との関係の希薄化による社会からの孤立等が複雑に絡んでいるため、課題の解決に長時間かかるケースが増加しています。
- ・現在のこどもの貧困の解消を図るとともに、将来のこどもの貧困を予防すること、また、保護者の妊娠・出産期からこどもが大人になるまでを切れ目なく支援する必要があります。
- ・個々の家庭の状況に応じた具体的な支援方法を検討し、重層的な支援を提供するため、市の福祉部局と教育部局を中心とした関係部局や、社会福祉協議会等の関係機関との連携を強化します。
- ・こどもへの教育の支援、保護者に対する家庭生活や職業生活の安定につなげるため、関係機関と連携し、包括的かつ伴走的支援の充実を図ります。
- ・離婚を考える父母等に対し、こどもの養育や家庭の生活等について考える機会を提供することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるよう、養育費の支払い等に関する取り決めの促進を図ります。

主要事業

- | | |
|----------------|------------|
| ○自立相談支援事業 | ○家計改善支援事業 |
| ○子どもの学習・生活支援事業 | ○就労準備支援事業 |
| ○離婚前後親支援事業 | ○児童扶養手当の支給 |

関連計画

- ◇東御市地域福祉計画

②ヤングケアラーの実態把握と支援体制の推進

- ・家族の介護などの日常生活上の世話を過度に担っているこどもや若者である「ヤングケアラー」について、令和4（2022）年に長野県が実施した実態調査では、自分がヤングケアラーに当てはまると回答した市内のこどもは、小学生7人、中学生16人でした。しかし、回答したこども自身がヤングケアラーの定義があいまいだったり、ヤングケアラーではないかと懸念されるこどもが実態調査時点で出席していない場合などがあり、改めて市のヤングケアラーの実態を把握する必要があります。
- ・学校等の関係機関を通じて、任意の記名式のヤングケアラー実態把握調査を実施し、把握した支援が必要なこどもに対して、長野県のヤングケアラー相談窓口や市役所内外の関係機関が連携して、こどもがよりよい状態になるように支援をします。
- ・こども達にヤングケアラーとはどのような状況にいるこどものことであるかを周知し、ヤングケアラー自身の気づきを促し、相談支援につながりやすい環境を作ります。
- ・ヤングケアラーの状況や複雑な心情について、日頃からこどもに関わる学校等の関係者への理解促進に努め、関係者がヤングケアラーの存在にいち早く気づき、支援につなげる体制を構築します。

主要事業

○ヤングケアラー実態把握調査

○ヤングケアラーに関する理解啓発活動

基本施策3 不登校対策

目指す姿

様々な要因から学校生活に馴染めない児童・生徒に対して、学校生活や学習が楽しくなるよう、常に授業改善に努め、友だち同士が互いに支え合い、認め合える関係を築くための支援を行います。

また、複雑な要因がからむ不登校に対応するため、学校や教育委員会のほか、市役所内外の関係機関、専門機関が連携した支援を行います。

①不登校等対策の推進

- ・ 友達関係、学習・家庭の環境などの様々な要因によって、学校での生活や学習にスムーズに入ることができない児童・生徒がいます。学校の授業、教育活動、友達との関わりを楽しみ、学校に笑顔で通うこどもを育てるため、友だちのよさを互いに認め合い、支え合う人間関係づくりを支援していく必要があります。
- ・ 心の教室相談員やケースワーカー（臨床心理士）を配置し、教育相談、支援会議等にあたります。
- ・ 教職員向けの教育講演会、授業研修会などを通しての授業改善に努めます。
- ・ 学校適応感尺度（ASSESS アセス）¹⁶を実施し、学校適応感を把握して、学級経営やいじめ、不登校の未然防止に役立てます。
- ・ 家庭に課題を抱える児童・生徒が増えていることから、児童・生徒への電話相談・教育相談を行うほか、学校や教育委員会だけでなく、市役所内外の関係機関が連携した支援を推進します。
- ・ 電話のほか、タブレット端末を活用した悩み事相談・教育相談を行います。

主要事業

- 福祉部局、学校と連携した家庭への早期対応
- 心の教室相談員の配置
- 学校適応感尺度（ASSESS アセス）の実施

関連事業：基本目標3－基本施策3－こどもが気軽に相談できる体制づくり

関連計画

- ◇東御市教育基本計画

¹⁶学校適応感理論をもとに、大きく「生活満足感」、「学習的適応」、「対人適応」の3つの観点から学校適応感をとらえることができるアンケートを活用したアセスメントツール。

基本施策4 虐待予防の推進

目指す姿

児童虐待の多くは、家庭の生活困窮や孤立、保護者の疾病や障がいによる養育力の低下、こども自身の障がいや発達特性などに起因する育てにくさなど、さまざまな要因が複雑に絡み、その予防や対応には多くの時間を必要とします。また、関係者間の緊密な連携が重要です。

子育てに行き詰ったら相談できること、「しつけ」と「虐待」が違うことなどを広く周知するとともに、子育て家庭を孤立させない相談支援体制と地域の見守りや支援の充実、こどもとの関わり方を学ぶなどの家庭の養育力の向上等、虐待の予防的な取組に力を入れます。

増加傾向にある児童虐待に対して、関係機関が連携して早期発見・早期介入を進め、親子関係の正常化と再発防止に努めます。

①虐待予防の啓発

- ・ こどもの育てにくさやこどもとの関わり方など、子育てに関する悩み、困り事を相談できる窓口としての児童相談所や子どもサポートセンターの周知を図ります。
- ・ 児童福祉と母子保健の一体的相談支援機関である「こども家庭センター」としての子どもサポートセンターを中心に、保護者が親子の関わり方を学び、子育て家庭の困難への支援とこどもに対する療育支援を実施し、虐待予防に取り組みます。
- ・ 地域の見守りと支援体制のさらなる充実を図り、子育て家庭の孤立化予防に努めます。

主要事業

○虐待予防に関する周知啓発活動

関連事業：基本目標1－基本施策1－切れ目ない支援体制の深化

－親子の愛着形成の支援

－基本施策3－子育て家庭の孤立化予防のための相談と支援体制の充実

－基本施策4－世代を超えた子育て支援体制の推進

基本目標3－基本施策1－こどもの権利に関する理解の促進と権利の擁護

②早期発見、早期支援と関係機関との連携強化

- ・子どもサポートセンターを中心に、保護者等から相談が来ることを待つ支援から、保護者や子ども本人との面談を積極的に実施するアウトリーチ型支援を強化し、虐待の予防と早期発見に努めます。
- ・保育園や小中学校、福祉事業者など、日頃から子どもと子育て家庭に関わる関係者や地域の住民に、児童虐待が疑われる事実を発見した時には、ためらいなく児童相談所や子どもサポートセンターへ通告してほしいことを周知します。
- ・要保護児童対策地域協議会を開催し、児童相談所、福祉事業者、警察、保育園等、小中学校などの関係機関との情報共有と連携強化を図ります。
- ・困難事例に対して、相談指導に関する知見や経験を有する児童家庭支援センターからアドバイスを受け、迅速かつ的確な対応に努めます。

主要事業

○要保護児童地域対策協議会

○児童の安全確認のための体制強化事業

関連事業：基本目標３－基本施策３－こどもが気軽に相談できる体制づくり

基本施策5 支え合う地域福祉づくりの推進

目指す姿

地域の絆を深め、支え合いながら暮らすことができる地域社会の実現を目指します。地域での声掛けや見守り体制、市と福祉事業者等との連携体制の充実を図ります。また、災害時支えあい台帳、個別避難計画の作成及び整備を推進します。

①支え合う地域福祉づくりの推進

- ・ 市民が地域福祉活動を行ううえで、人、暮らし、環境づくりを推進し地域福祉意識を醸成します。
- ・ 中でも暮らしを守る防災対策として、個別避難計画と災害時支え合い台帳の双方の活用による災害時の防災体制を推進し、災害時に支援の必要な人の把握と避難のための手段確保や要支援者の避難支援対策を講じます。
- ・ 貧困、疾病などといった複雑な生育の中で犯罪や非行をした人の立ち直り、犯罪や非行の未然防止、再犯防止にむけた取組を推進します。
- ・ 医療的ケア児の必要な医療処置の状況等を確認し、安全な個別避難計画を策定・更新管理します。
- ・ 強度行動障がい児の障がいの状況等を確認し、安心できる環境を考慮した個別避難計画を策定・更新管理します。
- ・ 貧困、疾病などといった複雑な生育の中で、犯罪や非行をした人の立ち直り、犯罪や非行の未然防止に向けて再犯防止の推進に務めるとともに、再犯防止に向けた取組の周知や啓発活動を務めます。

主要事業

- 医療的ケア児、強度行動障がい児個別避難計画の策定
- 個別避難計画、災害時支え合い台帳の整備及び推進
- 再犯防止にむけた周知啓発活動

関連計画

- ◇東御市地域福祉計画

基本目標3 夢を持ちたくましく生きるこどもが育つ環境づくり

こども基本法に基づき、令和5（2023）年に制定されたこども大綱は、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こどもの権利を尊重することが明記されました。こどもを権利の主体と捉え、こどもの最善の利益が図られべきものであることを、こども自身はもとより、保護者や社会全体が正しく認識することが必要です。

また、こどもや子育てに関する施策は、その当事者であるこどもや現に子育てをしている保護者の意見を聞き、進めることもこども大綱に明記されました。

こども自身に加え、大人に対しても、こどもの権利の理解を促進するとともに、こどもや子育て当事者への意見聴取をする機会を積極的に確保していきます。

核家族化の進展と共働き家庭の増加から、こどもの居場所としての児童館や放課後児童クラブの利用ニーズが高まっています。また、放課後に異年齢のこどもたちが一緒に遊ぶ機会が少ないため、学年を超えた交流の機会も必要です。

また、地域のつながりが希薄になり、こどもが安心して過ごせて、生活習慣の形成や学習サポートなどを受けられる居場所が求められています。

引き続き保護者のニーズを捉えながら、放課後児童対策としての児童館や放課後児童クラブに加え、「子ども第三の居場所¹⁷」を含めた児童の放課後の居場所環境の整備を進めます。

小学校5年生に対して実施した生活実態アンケートでは、夢がなかったり、自分の将来を楽しみとっていない児童の割合が高い傾向がありました。こどもが将来に夢や希望を持って成長できる環境づくりを推進します。

¹⁷こどもたちが安心して過ごせる環境で、自己肯定感、人や社会と関わる力、生活習慣、学習習慣など、将来の自立に向けて生き抜く力を育むための家でも学校でもないこどものための居場所。

基本施策1 こどもの権利の尊重

目指す姿

こどもを権利の主体として捉え、その権利が保障され、社会全体でこどもの自己選択・自己決定・自己実現を後押しするとともに、こども達が差別や虐待、いじめ暴力から守られ、安心して成長できる社会を実現するため、こどもの権利に関する理解啓発を推進します。

①こどもの権利に関する理解の促進と権利の擁護

- ・こども大綱では、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、すべての人が、こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ることをこども施策の基本方針として定めています。
- ・こどもや若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体であることを、こども自身の年齢・発達に応じてわかりやすく伝える権利に関する教育を推進します。また、保護者を含めたすべての大人に対して、こどもの権利とその擁護について周知を行います。
- ・こどもや若者が、その成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにするとともに、虐待、いじめ、暴力等からこどもを守ります。

主要事業

○こどもの権利教育

○こどもの権利擁護に関する周知啓発活動

関連事業：基本目標2－基本施策4－虐待予防の啓発

基本目標3－基本施策4－こどもが気軽に相談できる体制づくり

基本施策2 こどもや若者、子育て当事者の意見を聴く機会の確保

目指す姿

こどもや若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながります。こども達の意見形成を支援し、意見を表明しやすい環境づくりを推進します。

①こどもや若者、子育て当事者の意見を聴く機会の確保

- ・「こどもまんなか社会」の実現には、こどもや若者の意見を聴き、その意見を施策に反映させていくことが必要です。
- ・こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながり、ひいては民主主義の担い手の育成につながります。
- ・こどもや子育てに関する施策を検討する時に、子育て家庭はもとより、こどもや若者の意見を聴取する機会を、こどもの年齢・発達に応じて設けます。また、寄せられた意見に対して、反映できることや反映できない場合の理由などをフィードバックします。
- ・こども・子育て施策に限らず、市の施策を検討する時に、こどもや若者の意見を聴取する機会を設ける体制を作ります。
- ・より幅広い政策決定へのこども・若者の参画を促すため、こども家庭庁が運営する「こども若者★いけんぷらす」の周知を図ります。

主要事業

- イベント等を活用した意見聴取の実施
- 市の施策へのこどもの意見聴取の推進
- 「こども若者★いけんぷらす」の周知

基本施策3 安心・安全なこどもの居場所づくり

目指す姿

こどもに関わる課題が多様化している中で、学びの場や居心地の良い場所を確保するために、こどもやその家庭に寄り添い、こどもの居場所を創出し、個に応じた支援や教育が提供できる環境づくりの実現を目指します。

児童館の老朽化に伴い、新たに児童クラブを併設した整備を進めます。また、民間の児童クラブ等に関する情報発信を行います。

また、こどもの精神的な安全を確保するため、こどもが相談できる場所や相談手段を整え、こども達に周知します。

①こどもの活動の場の充実

（放課後児童健全育成事業）

- ・ 児童館については、老朽化した施設があり、こどもたちが安全に利用できるよう、施設の整備を進める必要があります。
- ・ 児童クラブについては、多くが小学校の空き教室を利用する方法で運営を行っているため、学校の空き教室によって児童クラブ室が分散するなど、こどもたちの見守りを行う面での課題が生じています。
- ・ 児童館、児童クラブを利用するこどもたちの中には、特性を持つこどもたちもあり、子ども第三の居場所などの関連施設と緊密な連携を図りながら、利用者のニーズに応じた対応を行う必要があります。
- ・ 児童館と放課後児童クラブの充実を図り、こどもがこどもらしく主体的に過ごす時間を創出します。
- ・ 保護者のニーズを捉え、こどもの放課後の環境改善を進めます。令和4（2022）年度に和児童館を移転新築し、和児童クラブと併設の施設として整備したほか、老朽化した滋野児童館についても令和5（2023）年度に移転新築事業を実施し、令和6（2024）年度からは、新施設に放課後児童クラブを併設させ、環境改善と利便性の向上を図ります。
- ・ 田中地区、祢津地区の児童館、児童クラブについても、今後、和児童館や滋野児童館と同様に、保護者や地域の意見をお聞きしながら、児童館・児童クラブ併設の施設を基本として整備の検討を行います。

(放課後こども教室(げんき塾))

- ・運動が苦手だったり、嫌いだったりする児童・生徒がいる中、日常的に運動に親しめたり、楽しみながら体力向上につなげるスポーツや遊びを展開する必要があります。
- ・放課後の有効活用を図り、気軽に、簡単に取り組める運動機会を設けます。
- ・様々な遊び等の体験を通して、学年を超えた交流活動を促し、高学年児童のリーダー養成を図るとともに、青少年健全育成及び児童の体力向上を推進します。
- ・地域との連携を深め、異年齢や地域住民との交流活動を推進します。

(子ども第三の居場所「ゆめぼけっと・とうみ」)

- ・近年、全国的に養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のないこどもが増加傾向にあります。
- ・そんなこどもに対して学校でも、家庭でもない、こども達が安心して過ごすことができ、信頼できる大人の存在を身近に感じ、仲間と時間を過ごすことができ、社会へ羽ばたくための居場所と4つ機会を提供します。

1 安心な居場所 2 あたたかい食事 3 学習サポート 4 遊び・体験活動

- ・こどもの孤立化を防ぐため、各地域で民間団体の有志が行っているこどもの居場所づくり事業などの周知や支援をします。

主要事業

- 放課後児童健全育成事業
- 放課後こども教室(げんき塾)
- 子ども第三の居場所(児童育成支援拠点) ゆめぼけっと・とうみ
- 民間の居場所の周知と支援

関連計画

- ◇東御市教育基本計画

②こどもが気軽に相談できる体制づくり

- ・こどもが家庭や学校、地域などで、虐待やいじめ、犯罪に巻き込まれるなどの困難な状況に陥った時、一人で抱え込まずに相談できる場所があることを周知し、また、こどもが臆せず相談できる体制を整えることが必要です。
- ・子どもサポートセンターが市のこどもに関する窓口機関として、こどもに対しての相談支援を行っており、気軽に相談できる場所であることを、チラシや市報、イベントへの出展などを通して周知していきます。
- ・社会に出て自立した後も不安やストレス、身の危険等を抱えた時に対応できるような教育（ＳＯＳの出し方教育）を実施し、対処方法や相談窓口を周知します。
- ・研修への参加、関係機関との事例や情報共有等により、相談支援に関わる職員の資質向上を図ります。
- ・こどもが困った時にいつでも相談やＳＯＳを発信できるよう、こどもが相談しやすい手段として、学校が児童・生徒に貸与しているタブレットを活用した相談を実施します。
- ・市以外の機関が実施している相談支援について、チラシの配布等により周知を図ります。

主要事業

- | | |
|------------------|-------------------|
| ○子どもサポートセンターの周知 | ○教育委員会への電話相談窓口の設置 |
| ○学校タブレットによる相談の実施 | ○ＳＯＳの出し方教室 |
| ○その他相談機関の周知 | |

関連計画

- ◇東御市自殺対策計画 ◇東御市教育基本計画

基本施策4 こどもが将来に夢や希望を持って成長できる環境づくり

目指す姿

少子化や核家族化によって薄れつつある地域のつながりを再構築し、こども達が多様な体験や活動を通して、リーダー資質やコミュニケーション能力の向上を目指します。

地域の資源を活用したキャリア教育等から、将来の社会人としての自立を支援するとともに、こども達に地域への愛着を持ってもらい、こども達が帰ってきたくなるまちづくりを推進します。

①青少年の健全育成の推進

- ・少子化や核家族化により、地域の人々のつながりが薄れてきています。このため、青少年育成団体などの体験活動を支援し、家庭や地域の機能を補完する必要があります。
- ・コロナ禍により活動が制限され、交流の機会やコミュニケーション力を養成する機会が減少しました。さらに、若者の数も減少し、地域の伝統行事の継続も難しくなるほか、若年無業者の数も増えており、困難な若者も含め関係機関が連携して対応する必要があります。
- ・子どもフェスティバルや親子自然ふれ合い学校などの各種イベントや地区の行事、友遊クラブ、公民館が主催するとうみ子どもクラブなど、こども達へ多様な体験・活動機会を提供することによりリーダー資質を培う活動を展開していきます。
- ・青少年団体等の指導者に対する研修を充実させるとともに、次代を担う青少年リーダーの養成につながる取組を推進します。また、各種イベントにおけるボランティア活動を通して、主体性を持った、地域の担い手となる人材の育成を図ります。

主要事業

- 多様な体験・活動機会の提供
- 青少年リーダーの養成

○青少年の社会参加促進

関連計画

- ◇東御市青少年健全育成計画

②キャリア教育の推進

- ・一人一人の社会的・職業的な自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、職業観の育成を図ることが大切です。
- ・地域のひと・もの・ことに学ぶキャリア教育（社会見学、ボランティア活動等）を年間学習計画に取り入れ、小中一貫教育の中で実践していく必要があります。
- ・将来、社会人・職業人として自立し、時代の変化に力強くかつ柔軟に対応していけるよう、規範意識やコミュニケーション能力など、幅広い能力の形成を支援するために、キャリア教育を推進します。
- ・自らの力で生き方を選択していくことができるよう、必要な能力や態度を身に付けることを目指します。

主要事業

- 社会見学 ○ボランティア活動 ○職場体験学習
- キャリアパスポートの継続

関連計画

- ◇東御市教育基本計画

③こども、若者の自立への支援

- ・不登校やひきこもりなど、社会とのつながりが途切れたこどもや若者が、再び社会とのつながりを持ち、自立した社会生活を送れるようになるためには、学習支援や就労支援などによる様々な支援を継続させることにより、社会とのつながりを回復させていくことが必要です。
- ・自立への支援を行っている社会福祉協議会や民間団体等の相談支援機関の活動を周知するとともに、相談支援機関と市役所内外の関係機関が連携して支援を行います。
- ・こども達に関わる関係者や地域住民に、こども達の自立への支援に対する理解啓発を図ります。

主要事業

- 民間団体における相談支援への支援と連携
- 関連事業：基本目標3－基本施策4－こどもが気軽に相談できる体制づくり

関連計画

- ◇東御市地域福祉計画

第5章 第3期子ども・子育て支援事業 計画における量の見込みと確 保方策 及び 量の見込み によらない施策の評価

1 第3期子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法に基づく第3期東御市子ども・子育て支援事業計画を内包するため、子ども・子育て支援法に規定されている項目や目標設定である量の見込みと確保方策について、次のとおり定めます。

(1) 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法にかかる教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域です。

教育・保育提供区域は、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案した上で、市町村が独自に設定します。

市では、保護者の就労により入園先を柔軟に決定できることから、第2期子ども・子育て支援事業計画を継承し、第3期子ども・子育て支援事業計画においても「全市」と定めます。

区域名	区分	数	名称
全市	幼稚園型 認定こども園	1	学校法人　　くるみ幼稚園
	認可保育所	6	社会福祉法人　海野保育園 公立保育園　　田中保育園 滋野保育園 祢津保育園 和保育園 北御牧保育園
	小規模保育事業所	3	NPO法人　　第1おひさまこども園 第2おひさまこども園 第3おひさまこども園
	認可外保育施設	2	社会福祉法人　みまきっず Room NPO法人　　おひさまこども園ねつ

令和6年4月1日現在

(2) 東御市のこどもの人口の見通し

	令和5年度 (2023) 実績	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0歳	161	152	143	136	126	117
1・2歳	347	318	299	272	249	224
3～5歳	651	614	560	522	482	451
0～5歳 計	1,159	1,084	1,002	930	857	792
6～8歳	669	663	683	663	633	589
9～11歳	765	739	710	680	671	691
0～11歳 合計	2,593	2,486	2,395	2,273	2,161	2,072

基準日：4月1日

コーホート変化率法による推計

(3) 量の見込みの算出項目・方法

ア 算出項目

子ども・子育て支援法のサービスは、大きく「教育・保育給付事業」と「地域子ども・子育て支援事業」に分類されます。

(ア) 教育・保育給付事業

	認定区分		利用できる施設
1	1号認定	満3歳以上の小学校就学前のこどもで、教育を希望するもの	認定こども園、幼稚園
2	2号認定	満3歳以上の小学校就学前のこどもで、保護者の就労等で家庭で必要な保育が受けられないもの	認定こども園、保育所
3	3号認定	満3歳未満のこどもで、保護者の就労等で家庭で必要な保育が受けられないもの	認定こども園、保育所、小規模保育等

(イ) 地域子ども・子育て支援事業

	対象事業
1	妊婦等包括相談支援事業
2	妊婦健診
3	産後ケア事業
4	乳児家庭全戸訪問事業
5	親子関係形成支援事業
6	利用者支援事業
7	地域子育て支援拠点事業
8	養育支援訪問事業
9	子育て短期支援事業
10	子育て世帯訪問支援事業
11	一時預かり事業及び預かり保育事業
12	延長保育事業
13	病児・病後児保育事業
14	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
15	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
16	放課後児童健全育成事業
17	児童育成支援拠点事業
18	実費徴収に係る補足給付を行う事業
19	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

イ 算出方法

計画期間における子ども・子育て支援サービスの量の見込みは、第2期子ども・子育て支援事業計画と同様に、市の人口推計及びニーズ調査から得られた家庭類型別児童数及び過年度の利用実績等から見込み量を算出し、その確保方策を定めました。

こどもの人口の推計	コーホート変化率法により、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度の0～11歳のこどもの人口を推計。
家庭類型の区分	ニーズ調査の結果、保護者の就労形態及び就労希望の形態（フルタイム、パートタイム、無業）等から家庭類型を区分し、それぞれの家庭類型の児童数の割合を算出。 【家庭類型】 タイプA：ひとり親家庭 タイプB：フルタイム×フルタイム タイプC：フルタイム×パートタイム タイプC'：フルタイム×パートタイム（短時間） タイプD：専業主婦（夫） タイプE：パート×パート タイプE'：パート×パート（短時間） タイプF：無業×無業 年齢別に分類
量の見込みの算出	家庭類型ごとに利用状況・利用意向（希望）から割合を求め、それを年度ごとの児童数の推計値に掛け合わせるにより、量の見込みを算出。

なお、ア算出項目の「(イ)地域子ども・子育て支援事業」のうち、7、9、11、12、13、15、16は、ニーズ調査を参考としながら、これまでの実績値を加味して量の見込みを算出しました。

上記以外は、事業形態の性質上、ニーズ調査とは別にこれまでの実績値を加味して量の見込みを算出しました。

(4) 教育・保育給付事業の量の見込み及び確保方策

(単位：人)

区 分		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
1 号 認 定	量の見込み	74	67	63	58	54
	確保方策	74	67	63	58	54
	特定教育・保育施設	74	67	63	58	54
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	過不足	0	0	0	0	0
2 号 認 定	量の見込み	540	493	459	424	397
	教育ニーズ	38	35	32	30	28
	保育ニーズ	502	458	427	394	369
	確保方策	540	493	459	424	397
	特定教育・保育施設	540	493	459	424	397
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	過不足	0	0	0	0	0
3 号 認 定 0 歳 児	量の見込み	53	54	55	56	57
	確保方策	53	54	55	56	57
	特定教育・保育施設	41	42	43	44	45
	特定地域型保育事業所	12	12	12	12	12
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	過不足	0	0	0	0	0
3 号 認 定 1 ・ 2 歳 児	量の見込み	219	226	232	238	245
	確保方策	219	226	232	238	245
	特定教育・保育施設	195	202	208	214	221
	特定地域型保育事業所	24	24	24	24	24
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	過不足	0	0	0	0	0
合 計		886	840	809	776	753
公立保育園		720	720	720	720	720
海野保育園		90	90	90	90	90
小規模保育所		36	36	36	36	36
くるみ幼稚園		75	75	75	75	75
合計 (受入可能数：2、3号定員の2割増)		921 (1,097)	921 (1,097)	921 (1,097)	921 (1,097)	921 (1,097)

(5) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

①妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談等を通して、妊婦等の心身の状況や置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談等の援助を行う事業です。本市では、妊娠届時、妊娠後期の妊婦訪問、乳幼児全戸訪問の3回面談を実施します。

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込(回)	443	419	395	351	378
確保策 こども家庭センター (回)	298	282	266	230	265
確保策 上記以外(回)	145	137	129	121	113

②妊婦健診

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。本市では、基本健診14回分の受診票を交付しており、継続して実施します。

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込(実人)	145	137	129	121	113
確保策(実人)	145	137	129	121	113
健診回数 (1人につき)	14	14	14	14	14

③産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。本市では、助産所とうみ、医療機関又は助産院と連携して実施します。

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込(延人)	250	250	250	250	250
確保策(延人)	250	250	250	250	250

④乳児家庭全戸訪問事業

概ね生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業で、継続して実施します。

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込(実人)	153	145	137	129	121
確保策(実人)	153	145	137	129	121

⑤親子関係形成支援事業

親子間の適切な関係性の構築を目的に、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通してこどもとの関わり方を学ぶペアレントトレーニングを実施します。

	令和5年度 (2023) 実績	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込(実人)	—	10	10	10	10	10
確保策(実人)	6	10	10	10	10	10

⑥利用者支援事業

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。本市では、東部子育て支援センターで行っている一般型と子どもサポートセンター及び保健センターで行っているこども家庭センター型を実施します。

	令和5年度 (2023) 実績	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
確保策 一般型(実施か所数)	1	1	1	1	1	1
確保策 こども家庭センター 型(実施か所数)	1	1	1	1	1	1

⑦地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。本市では、東部子育て支援センター及び北御牧子育て支援センターの運営に該当する事業を継続して実施します。

	令和5年度 (2023) 実績	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込(人/年)	18,100	16,200	15,300	14,100	13,000	11,800
確保策(人/年)	10,031	16,200	15,300	14,100	13,000	11,800
実施か所数	2	2	2	2	2	2

⑧養育支援訪問事業

要支援児童、特定妊婦、要保護児童など、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための指導や相談支援を行う事業です。本市では、配慮や経過の見守りが必要なこどもや家庭に対し、保健師や家庭児童相談員が訪問指導などを実施します。関係機関との連携を図りながら継続して実施します。

	令和5年度 (2023) 実績	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込(実人)	50	35	35	35	35	35
確保策(実人)	34	35	35	35	35	35

⑨子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ必要な保護を行う事業で、継続して実施します。夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）の実施については、必要に応じて対応します。

	令和5年度 (2023) 実績	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込(延人)	10	20	20	20	20	20
確保策(延人)	15	20	20	20	20	20
(実施か所数)	3	3	3	3	3	3

⑩子育て世帯訪問支援事業

支援が必要なこども（支援が必要なヤングケアラーを含む）やその保護者、特定妊婦等に対して、訪問して子育てに関する情報提供や家事、育児に関する援助を行う事業です。

	令和6年度 (2024) 実績見込※	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込(延人)	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300
確保策(延人)	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300

※令和4年度開始事業で利用ニーズが増加傾向のため、令和6年度実績見込により算出

⑪一時預かり事業及び預かり保育事業

未入園児の保護者の急な要件により保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所その他の場所において、一時的な預かりを行う事業です。市内の保育園6か所、認定こども園1か所、小規模保育事業所3か所及び子育て支援センター2か所で未入園児を対象に実施します。また、幼稚園型認定こども園であるくるみ幼稚園では、で2歳児を対象に預かり保育事業を実施します。

(ア) 保育園及び認定こども園等での一時預かり（対象者：未入園児）

	令和5年度 (2023) 実績	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込(延人)	800	400	400	400	400	400
確保策(延人)	364	400	400	400	400	400
(実施か所数)	10	10	10	10	10	10

(イ) 認定こども園での一時預かり（対象：1号認定を受けた在園児）

	令和5年度 (2023) 実績	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込(延人)	1,000	500	500	500	500	500
確保策(延人)	458	500	500	500	500	500
(実施か所数)	1	1	1	1	1	1

(ウ) 子育て支援センターでの一時預かり（対象：未就園児）

	令和6年度 (2024) 実績見込※	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込(延人)	—	850	850	850	850	850
確保策(延人)	850	850	850	850	850	850
(実施か所数)	2	2	2	2	2	2

※令和6年度開始事業のため、令和6年度実績見込により算出

⑫延長保育事業

保育所利用者を対象に、保育認定時間外に保育を希望する場合に提供する事業で、本市では、保育園6か所、認定こども園1か所及び小規模保育事業所3か所で実施しています。

	令和5年度 (2023) 実績	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込(実人)	800	500	500	500	500	500
確保策(人)	455	500	500	500	500	500
(実施か所数)	10	10	10	10	10	10

⑬病児保育事業（病児・病後児保育）

病児・病後児保育事業は、疾病にかかっているこどもや回復しつつあるこどもを、医療機関や保育所の付設の専用スペースなどで一時的に預かる事業です。本市では、2か所で継続して実施します。

	令和5年度 (2023) 実績	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込(延人)	50	50	50	50	50	50
確保策(人)	14	50	50	50	50	50
(実施か所数)	1	2	2	2	2	2

⑭乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる事業です。本市では、公立保育園5か所で実施します。

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0 歳 児	量の見込（人）	20	20	20	20	20
	確保策（人）	52	52	52	52	52
1 歳 児	量の見込（人）	118	118	118	118	118
	確保策（人）	96	96	96	96	96
2 歳 児	量の見込（人）	122	122	122	122	122
	確保策（人）	100	100	100	100	100

⑮子育て援助活動支援事業（就学児対象のファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等のこどもを有する子育て中の保護者を会員として、子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）が登録し、子育ての相互援助活動を行う事業です。本市では提供会員不足から事業実施に至っていません。提供会員を確保し、事業を実施体制を整えるため、引き続き検討します。

	令和5年度 (2023) 実績	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込(延人)	0	410	400	390	380	379
確保策(延人)	0	410	400	390	380	379
(実施か所数)	0	1	1	1	1	1

⑩放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により、昼間家庭において適切な育成を受けられない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。本市では、平成 27 年度より高学年の受け入れをしており、継続して実施します。

	令和 5 年度 (2023) 実績	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
量の見込 (人)	314	245	244	235	228	224
確保策 (人)	257	245	244	235	228	224
(実施か所数)	9	9	9	9	9	9

⑪児童育成支援拠点事業

生活や学習等の環境をはじめ、様々な困難を抱えるこどもを支援するため、こどもが安心して過ごせる“家でも学校でもない第三の居場所”を提供することにより、こどもたちが様々な人とつながり、ふれあい、社会性や豊かな人間性を育み、将来の自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけられるようにする事業です。本市では、令和 6 年に開設した子ども第三の居場所「ゆめぼけっと・とうみ」で実施します。

	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
量の見込 (人)	30	30	30	30	30
確保策 (人)	30	30	30	30	30

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

新制度未移行の幼稚園に在籍するこどもの副食材料費について、負担を減免する事業を実施します。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究のほか、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設の設置や運営を促進するための事業で、本市では、特定教育・保育の供給体制が充足していることから、今後、必要が生じた場合に検討します。

(6) 教育・保育の一体的提供や推進体制の確保

①認定こども園の普及に係る基本的考え方

本市では、令和3（2021）年に学校法人くるみ幼稚園が幼稚園型認定こども園に移行しました。市内保育所についても運営の在り方を引き続き検討します。

②幼児教育・保育等の質の確保及び向上

乳幼児期の発達が連続性を有することや幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培うことに十分留意し、妊娠期を含むすべての子育て家庭に適切なサービスの利用を促すとともに、質の高い幼児教育・保育給付事業及び地域子ども・子育て支援事業を提供するよう、関係機関と連携して取り組みます。

③認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等との円滑な接続の推進

園小接続委員会を定期的に開催し、幼稚園教育や保育所保育の内容と小学校教育の内容、互いの指導方法の違いや共通点について理解を深め、認定こども園、幼稚園及び保育園で行っていることを小学校側と共有することで、生活リズムの変化をなるべくゆるやかにしていきます。また、小学校で学ぶ内容を保育園が事前に知ること、保育園での遊びの中に取り入れていきます。

④保育士等の研修の充実による資質の向上

「専門的な知識・技術」を修得するために、関係機関、団体等が実施する外部研修へ積極的に参加するとともに、質の高い幼児教育や保育等、多様なニーズに対応するために、研修計画に基づいた研修の充実を図ります。

(7) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付制度」は、幼稚園等を利用する保護者の経済的負担の軽減や利便性等を向上するため、子育てのための施設等利用給付の給付申請について、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、保護者への支払いは年4回以上となるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組めます。

2 量の見込みによらない施策の評価

子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策によらない施策については、独自に評価指標を設けて評価をします。

また、上位計画や関連計画に評価の定めるがある施策は、関連計画等において評価をします。

基本目標	基本施策	評価指標
1 安心して子どもを産み育て、充実した時間を過ごせる環境づくり	1 妊娠・出産・子育てからこどもの自立までのライフステージに応じた切れ目ない支援の充実	・子どもサポートセンター運営委員会開催回数 ・「東御市は子育てがしやすいまちだと思いますか。」の問いに対して、「子育てがしやすい」と回答する保護者の割合 ・すくすくぽけっと LINE 登録者数
	2 安心して子育てできる環境づくり	(量の見込みにより評価)
	3 より豊かな幼児教育・保育の実践	(量の見込みにより評価)
	4 子育て・子育てを共に支える地域づくりの推進	・見守り支援員の登録者数
2 困難を抱える子どもや子育て家庭への支援や地域の支え合い体制づくりの推進	1 障がい児福祉の充実	(関連計画等において評価)
	2 家庭の貧困や孤立の解消	・ヤングケアラー実態把握調査の実施
	3 不登校対策	(関連計画等において評価)
	4 虐待予防の推進	・要保護児童地域対策協議会の開催回数
	5 支え合う地域福祉づくりの推進	(関連計画等において評価)
3 夢を持ちたくましく生きる子どもが育つ環境づくり	1 こどもの権利の尊重	(関連計画等において評価)
	2 子どもや若者、子育て当事者の意見を聴く機会の確保	・イベントを活用した子ども等からの意見聴取の実施(回)
	3 安心・安全なこどもの居場所づくり	(量の見込みにより評価)
	4 子どもが将来に夢や希望を持って成長できる環境づくり	(関連計画等において評価)

基本目標 1 安心して子どもを産み育て、充実した時間を過ごせる環境づくり

基本施策 1 妊娠・出産・子育てから子どもの自立までのライフステージに応じた切れ目ない支援の充実

		令和 5 年度 (2023) 実績	令和 10 年度 (2028)
子どもサポートセンター運営委員会開催回数 (回)		3	3
「東御市は子育てがしやすいまちだと思いますか。」の問いに対して、「子育てがしやすい」と回答する保護者の割合 (%)	就学前保護者	24	35
	小学生保護者	22	35
すくすくぽけっと LINE 登録者数 (件)		311	450

基本施策 4 ①世代を超えた子育て支援体制の推進

	令和 5 年度 (2023) 実績	令和 10 年度 (2028)
見守り支援員の登録人数 (人)	31	70

基本目標 2 困難を抱える子どもや子育て家庭への支援や地域の支え合い体制づくりの推進

基本施策 2 家庭の貧困や孤立の解消

	令和 5 年度 (2023) 実績	令和 10 年度 (2028)
ヤングケアラー実態把握調査の実施 (回/年)	未実施	1 以上

基本施策 4 虐待予防の推進

	令和 5 年度 (2023) 実績	令和 10 年度 (2028)
要保護児童地域対策協議会の開催回数 (回)	代表者会議 1 実務者会議 3	代表者会議 1 実務者会議 3

基本目標 3 夢を持ちたくましく生きる子どもが育つ環境づくり

基本施策 2 子どもや若者、子育て当事者の意見を聴く機会の確保

	令和 5 年度 (2023) 実績	令和 10 年度 (2028)
イベントを活用した子ども等からの意見聴取の実施 (回)	1	1 以上

第6章 計画の推進

1 計画の推進

(1) 市役所内の関係部局の連携

本計画における施策・事業は、健康福祉関係部局、教育関係部局、市民生活部局などの幅広い部局に及びます。子育て・子育て支援に関する市役所内の連携チームである子どもサポートセンター運営委員会を中心に、関係各部局の役割分担と連携により、施策・事業の効率的かつ効果的な推進を図ります。

(2) 市民、地域、関係機関との連携

計画の推進にあたっては、行政だけでなく、すべての市民が、子育て・子育て支援を社会全体の問題として認識し、関与していくことが重要です。

市民、地域、事業者等の関係機関が、社会全体で子育て・子育て支援に関わるという意識を醸成し、様々な機会を通じて市民の理解を深め、連携・協力を図るよう努めます。

また、多様化する子育て支援に対する市民ニーズにきめ細かく対応していくためには、行政側からの一方的なサービス提供のみでは困難です。本計画における多くの事業は、さまざまな人たちとのかかわりが重要な要素であることから、こどもを含む市民やNPO、地域団体、企業や事業所等との各種関係団体と連携し、施策を推進します。

2 計画の進行管理、点検・評価

本計画の施策・事業の実施にあたっては、国・県など関係機関と情報交換、連携するとともに、今後の社会・経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、限られた財源の中で必要な施策・事業を、可能な限り着実に推進するよう努めます。

このため、毎年度、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、関係事業の進捗状況を市役所内の関係部局において実績データを集約し、東御市子育て支援審議会において点検・評価し、その結果を公表します。

また、その後の対策については、第3次東御市総合計画等との整合性を図りながら検討を行い、必要に応じて変更等の措置を講じるよう努めます。

資料編

1 第1期東御市こども計画策定の経過

年度	年月日	会議等	内容
令和5年度	R5.6.21	第1回子育て支援審議会	・第2期支援事業計画の進捗状況及び令和5年度の取組内容について ・第3期支援事業計画策定のスケジュール（案）について
	R5.11		・ニーズ調査の実施 ・小学生生活状況についてのアンケートの実施
	R6.2.7	第2回子育て支援審議会	・第2期支援事業計画の進捗状況（令和5年度・中間）について ・ニーズ調査結果【速報値】について ・第3期支援事業計画骨子（案）について
令和6年度	R6.7.23	第1回子育て支援審議会	・第2期支援事業計画の進捗状況及び令和6年度の取組内容について ・こども計画及び第3期支援事業計画の骨子（案） ・こども計画及び第3期支援事業計画策定スケジュール（案）について
	R6.11.27	第2回子育て支援審議会	・諮問 ・第1期こども計画（素案）について ・パブリックコメントの実施について
	R6.12.10 ～R7.1.8		パブリックコメントの実施
	R7.2.●	第3回子育て支援審議会	・パブリックコメントの結果について ・第1期こども計画（案）について ・答申

2 子育て支援審議会委員名簿

任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日（敬称略）

推薦団体	氏 名	職 名 等
民生委員児童委員協議会	小林 由美	田中地区主任児童委員
	土屋 千夏	滋野地区主任児童委員
	五十嵐 江利子	祢津地区主任児童委員
	岡田 和子	和地区主任児童委員
	小池 道子	北御牧地区主任児童委員 【会長】
	小林 由美	北御牧地区主任児童委員
保育園保護者会連合会	堀口 梨菜子(～R6.3.31) 田丸 憂太(R6.4.1～)	保育所の幼児の保護者
	山崎 恵(～R6.3.31) 鈴木 沙也可(R6.4.1～)	保育所の幼児の保護者
くるみ幼稚園保護者会	宮原 礼佳(～R6.3.31) 所 千恵(R6.4.1～)	認定こども園の幼児の保護者
私立保育園の代表者	関 旦子	海野保育園園長
私立幼稚園の代表者	月岡 栄子	くるみ幼稚園園長
小規模保育事業所の代表者	吉田 周平	おひさまこども園園長 (理事長)【職務代理】
東御市商工会	森澤 隼門	商工会青年部 副部長
青年または女性で構成する 団体に属する者	只木 とも子	東御市女性団体連絡協議会
児童福祉に関係するボランティア 団体に属する者	尾形 裕子	すくすくママ～ず
東御市教育委員会	五十嵐 英美	東御市教育委員
公募	谷 貴人	

3 子育て支援審議会条例

平成 16 年 4 月 1 日

条例第 102 号

改正 平成 25 年 12 月 25 日条例第 32 号

改正 令和 3 年 3 月 30 日条例第 4 号

（設置）

第 1 条 市の子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に行うため、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定により、東御市子育て支援審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（任務）

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議するものとする。

- （1）子育て支援施策に関すること。
- （2）保育所の運営に関すること。
- （3）保育料に関すること。
- （4）その他子育て支援施策に関し、市長が必要があると認める事項に関すること。

（組織）

第 3 条 審議会は、委員 10 人以上で組織する。

2 委員は、子育て支援施策等に関し識見を有する者で次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- （1）児童福祉に関係する者
- （2）保育所及び認定こども園の幼児の保護者
- （3）私立の保育所及び認定こども園の代表者
- （4）商工業団体に属する者
- （5）青年又は女性で構成する団体に属する者
- （6）児童福祉に関係するボランティア団体に属する者
- （7）社会教育団体及び学校教育団体に属する者
- （8）その他市長が必要と認める者

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、その任務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事)

第7条 審議会に、必要があるときは、幹事を置くことができる。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月25日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月30日条例第4号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

4 東御市関連施設一覧

作成中

第1期東御市こども計画
令和7年3月

東御市健康福祉部子ども家庭支援課

電話 0268-71-0450

FAX 0268-64-3128